

第 5 6 期令和 7 年度第 2 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令 和 7 年 7 月 30 日（水）15：15～
高松サポート合同庁舎北館 702 会議室

1 開 会

2 議 題

（1）香川県最低賃金改正に対する意見について

（2）その他

3 閉 会

第2回香川地方最低賃金審議会資料目次

1 意見書

労働者側

- 資料No. 1 令和7年度香川地方最低賃金改定に対する意見書
日本労働組合総連合会香川県連合会 会長 福家 良一
- 資料No. 2 2025年度 香川地方最低賃金額の改定にむけた意見書
香川県労働組合総連合（香川県労連） 議長 十河 浩二
- 資料No. 3 2025年度香川地方最低賃金額の改定審議にむけた意見書
—最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を—
香川県労働組合総連合（香川県労連） 女性部副部長 中川 和代

使用者側

- 資料No. 4 令和7年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書
香川県経営者協会 会長 山田 径男
- 資料No. 5 地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）
香川県タクシー協同組合 理事長 岩崎 康誠

2 別途配付資料

- 1 令和6年賃金構造基本統計調査（短時間労働者・香川県・1時間当たり
所定内給与額等）
- 2 令和2～6年賃金構造基本統計調査（短時間労働者・香川県・1時間当
たり所定内給与額等）等

2025年7月25日

香川地方最低賃金審議会
会長 籠池 信宏 様



日本労働組合総連合会
香川県連合会
会長 福家良一



令和7年度香川地方最低賃金改定に対する意見書

日頃より県内労働者の雇用の安定ならびに労働環境改善の向上など、ご尽力を頂いておりますこと敬意を表します。

香川地方最低賃金の改定審議にあたり、労働者を代表して意見を申し上げます。

I. 基本的な考え方

- 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引き上げが必要である。そしてその水準については、生存権を確保した上で労働の対価にふさわしいナショナルミニマムとして、公労使の三者構成原則のもと真摯な議論を積み重ねるべきである。
- 2024年度改定の結果、16都道府県で時給1,000円に達し、連合が当面の通過点としてきた「誰もが時給1,000円」が射程に入った。今年は、全都道府県で1,000円に到達するとともに、一般労働者の賃金中央値の6割水準をめざした引き上げをはかる。
- 地域別最低賃金の地域ごとの金額差が積み重なり、隣県や都市部への働き手流出等の一因となっていることから、地域間の「額差」縮小をめざす。

II. 2025年度最低賃金審議会における主張のポイント

1. みんなでつくろう！賃上げがあたりまえの社会

- 物価は依然として高い水準で推移している¹ところ、連合の2025春季生活闘争第7回回答集計（2025.7.1）における賃上げ結果は、平均賃金方式で額16,356円・率5.25%、有期・短時間・契約等労働者では時給66.98円、率5.81%となった。賃金・経済・物価が安定した巡航軌道を描く、新たな社会的規範（ノルム）が浸透しつつある。
- 経済・社会情勢は不透明感を高めている。こうした状況下でこそ、働く者の生活

¹ 消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は 2025 年 1 月：4.7%、同 2 月：4.3%、同 3 月：4.2%と推移

を守り、消費を支え、未組織労働者も含めた賃上げがあたりまえの社会を定着させなければならない。最低賃金法第1条にあるとおり「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」必要がある。

2. 大幅な水準引き上げをめざす

- 地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきである。
- 全都道府県で1,000円に到達する。
- その上で、外部労働市場における求人募集賃金の実態や高卒初任給との均衡²も考慮の上、連合リビングウェイジおよび相対的貧困ライン水準（1,321円³）を重視し、金額審議に臨む。
- なお政府は「賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案で「中央最低賃金審議会の目安を超えて最低賃金の引上げが行われる場合には、支援を行う」ことを明記している。地方における建設的な議論を促進するメッセージを、中央最低賃金審議会としても示す必要がある。

3. 地域間額差の是正をめざす

- 地域間額差は香川県など地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となる。
- 昨年の地方審議では、B・Cランクを中心に、目安を大幅に上回る金額改定が相次いだ。全国的な整合性を確保するために導入された目安制度の意義を改めて共有し、香川県に相応しい地賃額を検討する。また、各ランク内の額差縮小にもこだわって取り組む。
- 以上を踏まえ、香川地方審議において地域間額差の是正をはかる。

4. 物価を上回る最低賃金の引き上げ（生計費）

- 現在の最低賃金は、連合リビングウェイジを全県で下回っており⁴、絶対額として最低生計費を賄うものになっていない。
- 昨年の改定以降の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、足元で

² 「2024 年度決定初任給の最終結果」（労政時報,2024）より、高卒・事務技術の初任給額は 191,455 円であり、これを 2023 年度賃金構造基本統計調査における所定労働時間 166 時間で除すと 1,153 円となる。

³ 一般労働者の所定内給与額の中央値 279,800 円/月（166 時間）＋年間賞与の平均値 909,000 円/12 月（2023 賃金構造基本統計調査第 1 表、第 3 表）に 2024 毎月勤労統計で 2024 年の賃上げ分が反映していると推測される 5-9 月の一般労働者所定内給与（共通事業所集計）前年比 2.8%の伸びを反映した金額の 60%の時給相当額は 1,321 円となる。

⁴ 最も近接しているのは大阪 76 円、最も乖離しているのは沖縄 208 円（連合 LW2024 改定版より）。

4%強の高水準で推移している⁵。他方、政府・日銀の2025年度見通し⁶ではいずれも2024 年度平均⁷より若干減の水準となっている。

- なかでも、「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数⁸は直近では6%前後で推移している。また、同指数には含まれない「コメ」を含む「カレーライス物価指数⁹」の 2024年度平均は133.6%（前年度比18.4%増）となっており、現在、2025年7月の飲食料品の値上げは2,105品目にのぼり、前年同月の5倍に達する見込み¹⁰で物価上昇し続けており、家計への負担増加の影響は今後大きくなる見通しとされる。
- 最低賃金近傍で働く労働者の生活は、昨年以上に苦しくなっている。連合総研「勤労者短観」では、世帯年収の低い層ほど1年前と比較した現在の暮らし向きが悪化していると評価している¹¹。400 万円世帯でその割合は5割を超え、これは昨年調査の結果を上回る。また、いずれの年収階層でも半数以上の世帯が何らかの支出を切り詰めているが、世帯年収の低い層ほどその傾向が顕著である。

5. 労働市場の改善傾向を踏まえた審議（人手不足、募集賃金）

- 雇用情勢は、完全失業率、有効求人倍率とも昨年の審議時以降、堅調に推移している。雇用人員判断D.I.も製造業・非製造業とも、規模区分を問わず不足超の状況である。人手不足の傾向は依然強まっており、求人募集賃金は最低賃金を上回っている。労働市場の動向も加味して最低賃金の大幅に引き上げなければならない。
- 人材獲得のため多くの企業が初任給の引き上げを行っており、連合2025春季生活闘争第6回回答集計（2025.7.1）では16,356円（対前年比5.25%増）となっている。
- 最低賃金の引き上げと雇用維持とは相反しない。大幅な引き上げと言われている昨年の改定も、必ずしも企業倒産への因果関係があるとは認めにくい¹²。むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務である。

⁵ 2025 年 1 月：4.7%、同 2 月：4.3%、同 3 月：4.2%と推移

⁶ 政府・総合 2.5%、日銀コア 2.2%（内閣府「政府経済見通し」、日銀「展望レポート」より）。

⁷ 総合 3.0%、コア 2.7%（総務省「消費者物価指数」より）

⁸ 令和 7 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 2 回）資料：参考資料 No.1_委員からの追加要望資料より

⁹ 帝国データバンク「カレーライス物価指数」調査（2024 年度・2025 年 3 月分）より。

¹⁰ 帝国データバンク 2025 年 7 月の値上げ動向より

¹¹ 「1 年前と比較した現在の世帯の暮らし向き」について「やや悪くなった」「悪くなった」と回答した者の合計。400 万未満世帯では 52.6%と昨年同時期の 44.5%を上回っている（連合総研「勤労者短観」より）。

¹² 2024 年倒産件数は 10,006 件、2023 年比 1,316 件増（「東京商工リサーチ」より）。なお、同調査における原因別の倒産件数は「販売不振」7,352 件、「既往のしわ寄せ」1,134 件、「連鎖倒産」536 件、「放漫経営」455 件であった。

6. 中小・零細事業者が賃上げできる環境づくりに全力を（基盤強化）

- 昨年10月の最低賃金改定以降、企業の経常利益は堅調に推移している¹³。また、企業の利益剰余金（内部留保）は企業規模にかかわらず過去最高水準にある¹⁴。最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払い能力」については問題ないと言える。
- また、中小企業における労働分配率は8割前後と高い水準にあるが、この水準は長らく横ばい¹⁵であり、最低賃金引上げとの相関は観察できず、「支払い能力」との関連性は限定的と考えられる。
- 他方、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善・底上げが重要である。政府は「賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案において、「省力化投資促進プラン」として、省力化投資補助金や業務改善助成金等の強化を明記した。企業の支払い能力を勘案するにあたっては、こうした支援策の状況を念頭において議論すべきである。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」など適正な価格転嫁を促す施策が打ち出されたものの、実際の価格転嫁は道半ばである。最低賃金の引上げ分を確実に価格転嫁するなど、本年10月の発効後に一層の価格転嫁が実施されるよう、関係各省庁には指針の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めること。
- 政府をはじめ関係する省庁は、各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進に努めること。

7. 最後に

令和7年度香川地方最低賃金審議会の改正審議において、香川の最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点、ならびに賃上げ・消費者物価上昇率等を考慮した香川地方最低賃金の引き上げが必要であります。

私たちは、審議会において労使が論議を尽くしたうえで、最低賃金水準の改善が前進することを心から期待申し上げ、令和7年度香川地方最低賃金の改正に対する意見といたします。

以上

¹³ 2025年1～3月における経常利益の対前年同期増加率は3.8%、売上高経常利益率は7.0%。（法人企業統計調査季報（2025年1～3月期調査より））。

¹⁴ 規模計で600兆円を突破しており、規模別に見ても総じて前年比増の状況。資本金1億円未満でも200兆円を突破し、前年比9.6%の増加（2023年度法人企業統計より）。

¹⁵ 中小企業庁「2025年度版中小企業白書」（第1-6-5図）より。

【添付資料】

1. 2025春季生活闘争 全国の妥結状況（2025.07.03発表）
- 2-①、②「2024 連合リビングウェイジ」労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準を連合が独自に算出しているものです。（2024.9.25 公表）
3. 連合本部資料：2025 年度最低賃金行政等に関する要請書・提出資料（2025.06.03）
4. 連合提出資料（政労使意見交換）

2025 年 7 月 3 日 (木)

《問い合わせ先》
総合政策推進局長 仁平 章
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

昨年を上回る賃上げ! ～2025 春季生活闘争 第 7 回 (最終) 回答集計結果について～

連合 (会長: 芳野友子) は 7 月 1 日 (火) 10:00 時点で、2025 春季生活闘争の第 7 回 (最終) 回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 月例賃金改善 (定昇維持含む) を要求した 5,599 組合中 5,475 組合が妥結済み (97.8%)。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は 3,189 組合・58.2%で、比較可能な 2013 闘争以降では組合数・割合とも最も高い。
- 平均賃金方式で回答を引き出した 5,162 組合の加重平均 (規模計) は 16,356 円・5.25% (昨年同時期比 1,075 円増・0.15 ポイント増) となった。1991 年 (5.66%) 以来 33 年ぶりの 5% 超えであった昨年を上回った。300 人未満の中小組合 (3,677 組合) は、12,361 円・4.65% (同 1,003 円・0.20 ポイント増) であった。規模計と中小組合のいずれも昨年同時期を上回っている。
- 賃上げ分が明確にわかる 3,594 組合の賃上げ分は 11,727 円・3.70% (同 1,033 円増・0.14 ポイント増)、うち 300 人未満の中小組合 2,285 組合の加重平均は 9,468 円・3.49% (同 1,212 円増・0.33 ポイント増) で、賃上げ分が明確にわかる組合の集計を開始した 2015 闘争以降の最終集計結果と比べ、最も高い。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給 66.98 円 (同 4.28 円増)、昨年同時期を上回った。時給の引上げ率 (概算) は 5.81% で、一般組合員 (平均賃金方式) を上回っている。
- 企業内最低賃金協定改定の回答額は着実に上昇している。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても引き続き数多くの取り組みがなされている。



添付資料：

1. 平均賃金方式	7
2. 個別賃金A方式	9
3. 個別賃金B方式	13
4. 個別賃金C方式	15
5. 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（時給・月給）	16
6. 企業内最低賃金協定	17
7. 夏季一時金	19
8. 有期・短時間・契約等夏季一時金【短時間労働者】	23
9. 有期・短時間・契約等夏季一時金【契約社員】	24
10. 初任給	25
11. 労働条件に関する 2025 春季生活闘争および通年の各種取り組み	27
12. 時間外・休日労働の賃金割増率	30

●連合ホームページにも掲載中：

連合ホームページ＞主な活動＞労働・賃金・雇用＞春闘（春季生活闘争）＞2025 年春闘
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2025.html>



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式		2025回答（2025年7月3日公表）			昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表）		
		集計組合数	定昇相当込み賃上げ計			集計組合数	定昇相当込み賃上げ計	
		集計組合員数	額	率		集計組合員数	額	率
300人未満 計	5,162 組合	16,356 円	5.25 %	1,075 円 0.15 ポイント	5,284 組合	15,281 円	5.10 %	
	2,962,661 人				2,933,902 人			
	3,677 組合	12,361 円	4.65 %	1,003 円 0.20 ポイント	3,816 組合	11,358 円	4.45 %	
	348,833 人				359,093 人			
	~99人	2,246 組合	10,922 円	4.36 %	1,296 円 0.38 ポイント	2,333 組合	9,626 円	3.98 %
	95,790 人	97,385 人						
	100~299人	1,431 組合	12,909 円	4.76 %	905 円 0.14 ポイント	1,483 組合	12,004 円	4.62 %
	253,043 人	261,708 人						
	300人以上 計	1,485 組合	16,920 円	5.33 %	1,046 円 0.14 ポイント	1,468 組合	15,874 円	5.19 %
2,613,828 人		2,574,809 人						
984 組合		14,835 円	5.08 %	803 円 0.10 ポイント	979 組合	14,032 円	4.98 %	
526,998 人					528,881 人			
1,000人~		501 組合	17,451 円	5.39 %	1,089 円 0.15 ポイント	489 組合	16,362 円	5.24 %
2,086,830 人	2,045,928 人							

※ 2025年と2024年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ率が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2025回答 (2025年7月3日公表)				賃上げ分 昨年対比	2024回答 (2024年7月3日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分	集計組合数 集計組合員数		定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分		
300人未満 計	3,594 組合 2,700,216 人	16,842 円 5.35 %	11,727 円 3.70 %	1,033 円 0.14 ポイント	3,639 組合 2,622,981 人	15,818 円 5.20 %	10,694 円 3.56 %		
	2,285 組合 258,706 人	13,552 円 4.98 %	9,468 円 3.49 %	1,212 円 0.33 ポイント	2,357 組合 265,547 人	12,484 円 4.75 %	8,256 円 3.16 %		
	～99人	1,181 組合 60,402 人	12,304 円 4.72 %	8,485 円 3.27 %	1,295 円 0.41 ポイント	1,209 組合 60,202 人	11,125 円 4.39 %	7,190 円 2.86 %	
	100～299人	1,104 組合 198,304 人	13,924 円 5.06 %	9,768 円 3.56 %	1,200 円 0.32 ポイント	1,148 組合 205,345 人	12,871 円 4.85 %	8,568 円 3.24 %	
300人以上 計	1,309 組合 2,441,510 人	17,203 円 5.38 %	11,967 円 3.72 %	998 円 0.12 ポイント	1,282 組合 2,357,434 人	16,218 円 5.28 %	10,969 円 3.60 %		
	848 組合 459,333 人	15,428 円 5.25 %	10,879 円 3.71 %	948 円 0.18 ポイント	841 組合 459,089 人	14,588 円 5.14 %	9,931 円 3.53 %		
	300～999人	461 組合 1,982,177 人	17,611 円 5.41 %	12,219 円 3.73 %	999 円 0.11 ポイント	441 組合 1,898,345 人	16,619 円 5.27 %	11,220 円 3.62 %	
	1,000人～								

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2025回答（2025年7月3日公表）				引上げ額／率 昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表）			
	集計組合数	引上げ額	改定前水準	引上げ率		集計組合数	引上げ額	改定前水準	引上げ率
	集計組合員数		到達水準			集計組合員数		到達水準	
A方式35歳	232 組合	10,904 円	276,845 円	2,226 円 0.74 ポイント	200 組合	8,678 円	271,151 円	3.20 %	
	100,838 人	3.94 %	287,703 円		100,055 人	3.20 %	279,784 円		
	239 組合	10,479 円	256,702 円		213 組合	8,458 円	249,346 円		
A方式30歳	114,975 人	4.08 %	267,181 円	0.69 ポイント	113,155 人	3.39 %	257,804 円		
	184 組合	16,557 円	274,694 円		165 組合	13,976 円	271,279 円		
B方式35歳	97,473 人	6.03 %	291,251 円	0.88 ポイント	98,601 人	5.15 %	285,260 円		
	147 組合	17,590 円	243,276 円		136 組合	15,182 円	237,833 円		
B方式30歳	44,445 人	7.23 %	260,866 円	0.85 ポイント	55,546 人	6.38 %	253,015 円		
	129 組合		309,941 円		101 組合		295,134 円		
C方式35歳	286,125 人		326,332 円		143,739 人		312,751 円		

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技術職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技術職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくらかにするかを要求する方式。



回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2025回答 (2025年7月3日公表)				2024回答 (2024年7月3日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)	昨対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)	
単純平均	384 組合 861,305 人	59.65 円 5.17 %	1,213.28 円	5.87 円 0.26 ポイント	386 組合 885,369 人	53.78 円 4.91 %	1,148.92 円	
加重平均		66.98 円 5.81 %	1,219.70 円	4.28 円 0.07 ポイント		62.70 円 5.74 %	1,155.02 円	
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)	昨対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)	
単純平均	127 組合 25,167 人	9,914 円	4.32 %	777 円	146 組合 27,845 人	9,137 円	4.23 %	
加重平均		10,004 円	4.35 %	▲ 865 円		10,869 円	4.98 %	

④企業内最低賃金協定 (組合数による単純平均)

	2025回答 (2025年7月3日公表)					
	闘争前協約あり		闘争前協約なし			
基幹的労働者	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額	
18歳月額	181,982 円	245 組合	194,865 円	0 組合	0 円	
時間額	1,093 円	40 組合	1,166 円	0 組合	0 円	
基幹的労働者以外	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額	
18歳月額	177,880 円	586 組合	188,321 円	53 組合	190,819 円	
時間額	1,070 円	132 組合	1,121 円	12 組合	1,066 円	

※ 要求提出組合の単純平均

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ 〈月数〉集計と〈金額〉集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

	2025回答 (2025年7月3日公表)				2024回答 (2024年7月3日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	回答	昨対比		集計組合数 集計組合員数	回答		
フルタイム組合員 一時金	2,296 組合 2,016,100 人	5.11 月	0.02 月		2,349 組合 1,964,110 人	5.09 月		
年間	1,068 組合 852,740 人	1,650,685 円	11,962 円		1,252 組合 945,007 人	1,638,723 円		
季別	2,430 組合 1,731,267 人	2.50 月	▲ 0.02 月		2,485 組合 1,723,125 人	2.52 月		
	1,495 組合 822,236 人	772,523 円	29,778 円		1,598 組合 819,811 人	742,745 円		
短時間労働者 一時金	35 組合 61,216 人	1.53 月	0.38 月		41 組合 46,838 人	1.15 月		
年間	38 組合 89,565 人	133,796 円	36,671 円		45 組合 60,515 人	97,125 円		
季別	33 組合 54,433 人	0.67 月	0.22 月		42 組合 72,609 人	0.45 月		
	48 組合 87,345 人	64,570 円	▲ 1,688 円		54 組合 67,524 人	66,258 円		
契約社員 一時金	38 組合 4,801 人	2.57 月	0.19 月		38 組合 5,067 人	2.38 月		
年間	15 組合 2,802 人	405,989 円	166,497 円		15 組合 4,904 人	239,492 円		
季別	63 組合 12,020 人	1.41 月	0.22 月		41 組合 6,168 人	1.19 月		
	35 組合 8,472 人	297,211 円	63,562 円		9 組合 2,862 人	233,649 円		



回 答 集 計

3. 要求状況・妥結進捗状況

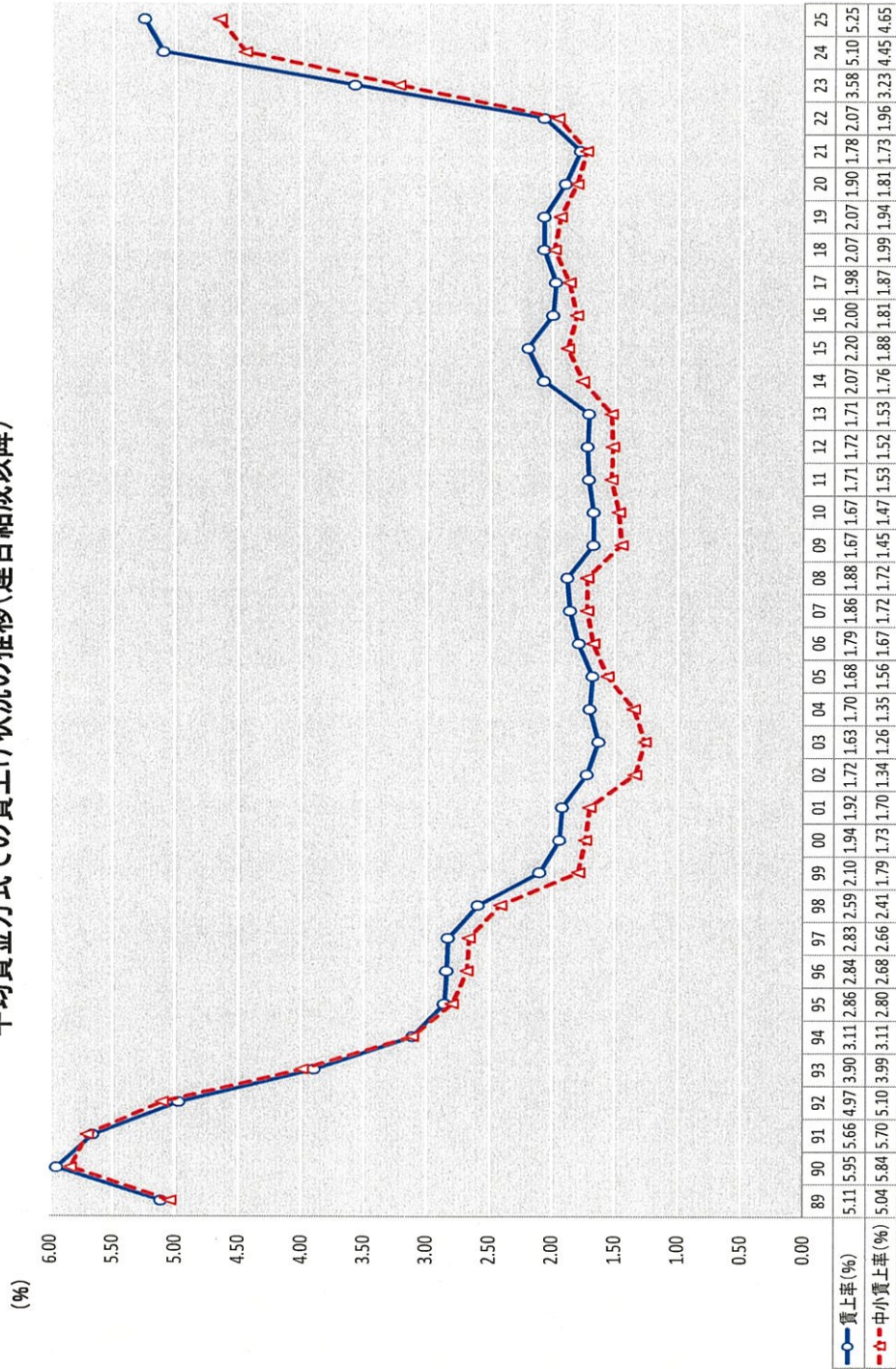
【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

	2025回答 (2025年7月3日公表)		2024回答 (2024年7月3日公表)	
	組合数	率	組合数	率
集計組合 計	7,525 組合		7,543 組合	
要求を提出 (賃金に限らず全ての要求)	6,482 組合	86.1 %	6,498 組合	86.1 %
うち、月例賃金改善 (定昇維持含む) を要求	5,599 組合	74.4 %	5,459 組合	72.4 %
要求検討中・要求状況不明	1,043 組合	13.9 %	1,045 組合	13.9 %
要求提出組合 (月例賃金改善限定)	5,599 組合		5,459 組合	
ヤマ場週より前 (2025/3/9まで・2024/3/8まで)	138 組合	2.5 %	1,441 組合	26.4 %
先行組合回答ゾーン (2025/3/10-14・2024/3/9-15)	847 組合	15.1 %	787 組合	14.4 %
3月内決着回答ゾーン《前半》 (2025/3/15-21・2024/3/16-22)	855 組合	15.3 %	797 組合	14.6 %
3月内決着回答ゾーン《後半》 (2025/3/22-31・2024/3/23-31)	1,152 組合	20.6 %	859 組合	15.7 %
4月中	1,114 組合	19.9 %	1,000 組合	18.3 %
5月中	883 組合	15.8 %	323 組合	5.9 %
6月中	186 組合	3.3 %	84 組合	1.5 %
確認中	300 組合	5.4 %	159 組合	2.9 %
小計	5,475 組合	97.8 %	5,450 組合	99.8 %
未妥結	124 組合	2.2 %	9 組合	0.2 %
妥結済組合 (月例賃金改善限定)	5,475 組合		5,450 組合	
賃金改善分獲得	3,189 組合	58.2 %	3,130 組合	57.4 %
定昇相当分確保のみ (協約確定含む)	112 組合	2.0 %	129 組合	2.4 %
定昇相当分確保未達成	3 組合	0.1 %	1 組合	0.0 %
確認中 (※)	2,171 組合	39.7 %	2,190 組合	40.2 %

※賃金改善分と定昇相当分を分離できず、定昇相当分込みの計のみ把握している組合は、「確認中」に含まれている。



平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注) 1989～2024年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。



2024都道府県別リビングウエイジ(LW)と2024地域別最低賃金との比較

		2024LW			2024LW(自動車保有の場合)			⑤2024 地域別 最低賃金 (円)	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/165h(円)	(円)	⑤/①	④/165h(円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
地質A	東京	1,350	223,000	86.1	1,680	277,000	69.2	1,163	101.6	127.8
	神奈川	1,270	210,000	91.5	1,600	264,000	72.6	1,162	101.5	104.5
	大阪	1,190	197,000	93.6	1,510	249,000	73.8	1,114	98.3	88.6
	埼玉	1,210	200,000	89.1	1,530	252,000	70.5	1,078	99.0	91.7
	愛知	1,170	193,000	92.1	1,480	245,000	72.8	1,077	97.7	82.5
	千葉	1,220	201,000	88.2	1,540	254,000	69.9	1,076	99.9	91.1
地質B	京都	1,200	198,000	88.2	1,520	251,000	69.6	1,058	99.6	86.4
	兵庫	1,190	196,000	88.4	1,500	248,000	70.1	1,052	98.1	86.6
	静岡	1,150	190,000	89.9	1,470	242,000	70.3	1,034	97.7	77.0
	三重	1,150	189,000	89.0	1,460	241,000	70.1	1,023	98.3	72.2
	広島	1,160	191,000	87.9	1,470	243,000	69.4	1,020	98.1	77.0
	滋賀	1,160	191,000	87.7	1,480	244,000	68.7	1,017	98.5	76.9
	北海道	1,160	191,000	87.1	1,480	245,000	68.2	1,010	101.6	67.8
	茨城	1,130	187,000	88.9	1,440	238,000	69.8	1,005	97.3	71.1
	栃木	1,130	186,000	88.8	1,440	237,000	69.7	1,004	96.9	70.3
	岐阜	1,120	185,000	89.4	1,430	236,000	70.0	1,001	96.7	69.4
	富山	1,130	187,000	88.3	1,450	239,000	68.8	998	98.1	69.1
	長野	1,130	186,000	88.3	1,440	237,000	69.3	998	97.3	69.8
	福岡	1,140	188,000	87.0	1,450	240,000	68.4	992	96.9	75.9
	山梨	1,120	185,000	88.2	1,440	237,000	68.6	988	97.2	68.4
	奈良	1,150	190,000	85.7	1,460	241,000	67.5	986	96.6	79.5
	群馬	1,100	182,000	89.5	1,410	233,000	69.9	985	95.9	67.3
	新潟	1,130	186,000	87.2	1,440	238,000	68.4	985	97.4	69.9
	石川	1,140	188,000	86.3	1,460	241,000	67.4	984	98.9	69.6
	福井	1,140	188,000	86.3	1,450	240,000	67.9	984	98.4	71.1
	岡山	1,140	188,000	86.1	1,450	239,000	67.7	982	97.5	72.7
	和歌山	1,120	184,000	87.5	1,430	236,000	68.5	980	98.2	64.4
	徳島	1,130	186,000	86.7	1,440	238,000	68.1	980	98.3	66.4
	山口	1,130	186,000	86.6	1,440	238,000	68.0	979	99.3	63.7
	宮城	1,160	192,000	83.9	1,480	244,000	65.7	973	99.0	76.5
	香川	1,130	186,000	85.8	1,440	237,000	67.4	970	97.6	68.3
	島根	1,130	187,000	85.1	1,450	239,000	66.3	962	99.6	64.3
	愛媛	1,120	184,000	85.4	1,430	236,000	66.9	956	98.0	63.8
	福島	1,130	186,000	84.5	1,440	238,000	66.3	955	98.7	66.2
地質C	鳥取	1,120	185,000	85.4	1,440	238,000	66.5	957	98.5	65.4
	佐賀	1,120	184,000	85.4	1,430	236,000	66.9	956	97.2	67.0
	山形	1,150	190,000	83.0	1,470	243,000	65.0	955	100.6	68.4
	大分	1,100	182,000	86.7	1,410	233,000	67.7	954	97.0	63.2
	青森	1,120	184,000	85.1	1,430	236,000	66.6	953	98.5	61.9
	長崎	1,120	185,000	85.1	1,440	237,000	66.2	953	98.3	65.2
	鹿児島	1,080	178,000	88.2	1,380	228,000	69.1	953	95.4	60.1
	熊本	1,130	186,000	84.2	1,450	239,000	65.7	952	98.6	67.1
	高知	1,130	186,000	84.2	1,440	238,000	66.1	952	99.3	63.9
	宮崎	1,080	179,000	88.1	1,390	230,000	68.5	952	95.9	61.5
	沖縄	1,160	192,000	82.1	1,480	245,000	64.3	952	99.8	74.0
	岩手	1,130	186,000	84.2	1,450	239,000	65.7	952	99.2	65.3
	秋田	1,120	184,000	84.9	1,430	236,000	66.5	951	98.3	62.9

*1 ①と③は、それぞれ月額である②と④を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の所定内実労働時間数全国平均の直近3年平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入

*2 さいたま市のリビングウエイジ(成人単身)を住居費と住居費以外に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出

*3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局, 2023)の「家賃を除く総合」指数から算出

*4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局, 2023)の「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出

2025年6月3日

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

日本労働組合総連合会
会 長 芳野 友子

2025年度最低賃金行政等に関する要請書

2025年度の春季生活闘争では、2年連続で5%台の賃上げが実現しました。しかし、米をはじめとした食料品や生活必需品などの物価高により、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは一層厳しさを増しています。最低賃金の引き上げを通じ、この賃上げの流れを労働組合のない企業で働く人も含め社会の隅々まで波及させなければなりません。

日本の最低賃金は諸外国と比較して依然として低位にあります。政労使会議の議論なども踏まえ、大幅に引き上げる必要があります。あわせて、地域間の金額差も依然大きく、212円という金額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長していると考えられます。

現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージなどを踏まえ、最低賃金の大幅な引き上げに対応できる環境整備も不可欠です。

以上の認識のもと、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。今年の改定では全都道府県で確実に1,000円をクリアし、国際的な最低賃金の流れとして相対的な貧困水準（一般労働者の賃金中央値の60%など）が重視されていることも念頭におきつつ、中期的に大幅な水準引き上げをめざすこと。
- この間の中央・地方の審議において地域間額差が大きな論点になっていることを踏まえ、地域間額差の縮小をはかること。
- 全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議を促すという目安制度の重要な役割を最大限発揮するため、公労使で議論を尽くした、説得力のある目安を示すことのできるよう審議会運営をはかること。
- 地方最低賃金審議会におけるデータに基づく議論のため、都道府県別のデータを充実させること。

(2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定は、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。また、現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージについて、関係省庁や地方自治体などと連携しながら早急に実施すること。

(2) 業務改善助成金の安定確保と活用促進

- 業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保をはかること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

- 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的を地方労働局や地方審議会委員へ周知徹底すること。
- その上で、地方審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる運営がなされるよう指導を徹底すること。
- また、審議においてはデータに基づく議論を重視する観点で、労使双方から主張の根拠となる資料の提出を求めるなど、建設的な議論が行われる環境を整備するよう指導を徹底すること。
- 地域別最低賃金の審議が遷延した際でも、特定（産業別）最低賃金にかかる審議が十分なスケジュールを確保し円滑に運営されるよう、日程調整等は地域別最低賃金審議の進捗に依らず前もって行うこと。
- 特定（職業別）最低賃金について、労使のイニシアティブを担保しながら具体的な論点整理を開始すること。

(2) 適用労働者数の適切な把握

- 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握するよう各地方労働局に対し、指導を徹底すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、都道府県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁

および地方自治体に対して指導を強化すること。

5. 家内労働および最低工賃について

- 家内労働法第13条を踏まえ、最低賃金との均衡を考慮した最低工賃の決定に向け、地方審議会での当該産業労使による十分な協議が行われるよう、地方労働局への指導を徹底すること。
- 最低工賃新設・改正計画について、最低賃金の引上げ等の情勢に対し、より柔軟に対応するため、諮問サイクルのさらなる早期化を促すこと。

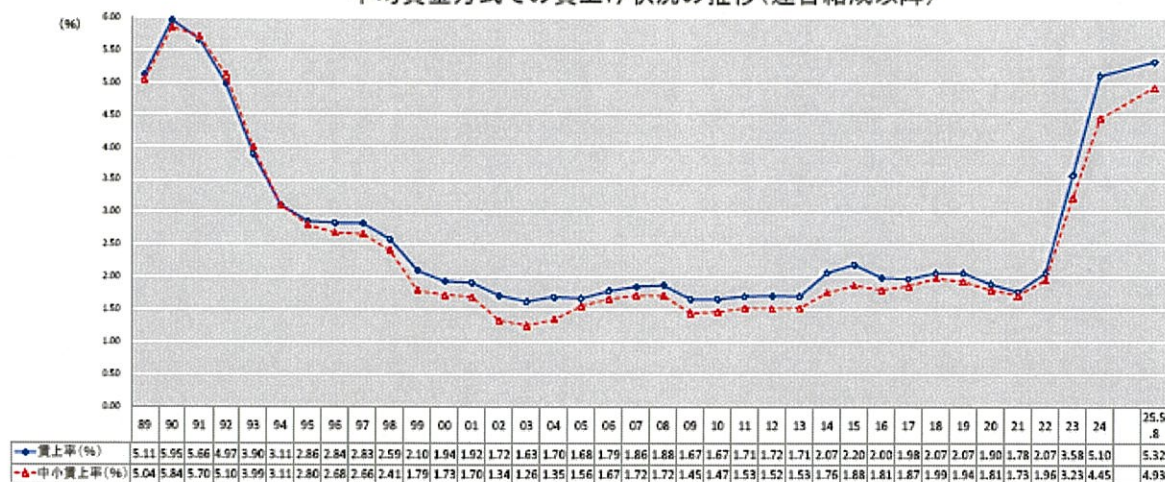
以 上

連合提出資料（政労使意見交換）

1. 賃上げの結果について

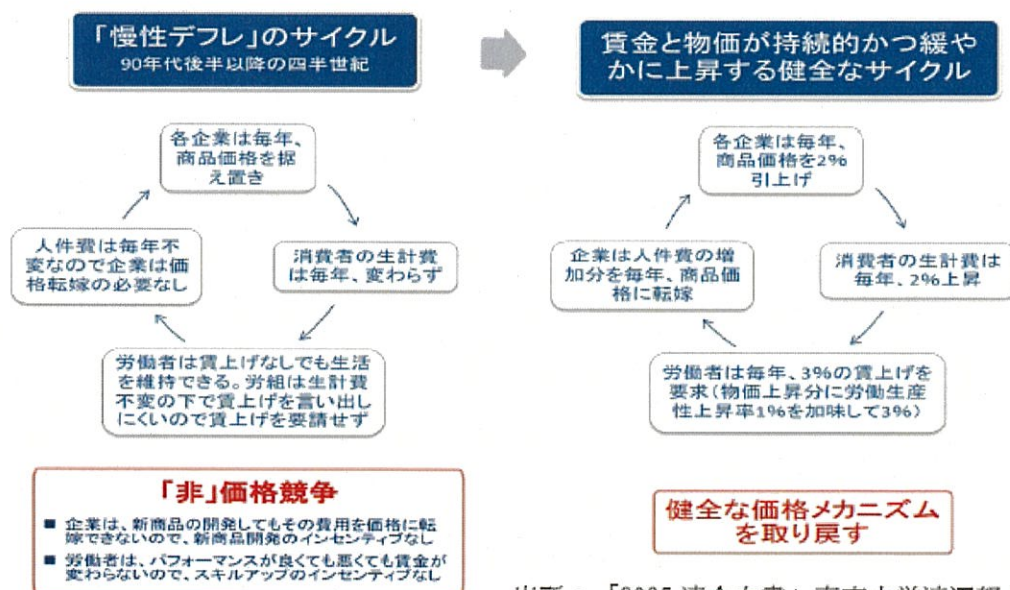
○労使の真摯な交渉により、2年連続で定昇込み5%台の賃上げが実現した。中小組合も昨年実績を上回り健闘している。この賃上げの流れを全国の労働組合のない企業で働く人にも波及させていくことが重要である。

平均賃金方式での賃上げ状況の推移（連合結成以降）



○米国の関税政策などにより将来の不確実性が増し、不安を抱く国民も増えている。政労使でめざすべき好循環の姿を改めて共有するとともに、そこに至る時間軸を明確にし、政府として短期的対応と中長期的政策をしっかりと打ち出していくべき。生活向上を実感できる賃上げの実現が重要である。日本全体の実質賃金1%上昇は早急に実現をめざすべきである。

<めざすべき好循環>



出所：「2025 連合白書」東京大学渡辺努名誉教授作成

2. 「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージについて
- 「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」という適正価格に対する国民の理解促進に資する政府広報や関係省庁からの発信を強化すべき。
 - 5月14日の新しい資本主義実現会議に提出した意見書の内容も検討の上、早急に予算措置等を行い実行に移していただきたい。

3. 最低賃金について

- 米をはじめとした食料品や生活必需品などの物価高により最低賃金近傍で働く人の生活はますます厳しさを増している。岸田前政権が掲げた目標を前倒しし、最低賃金の大幅な引き上げをめざすことは、好循環の姿を実現するうえでも必要不可欠である。今年度の地域別最低賃金の引き上げについては、最低賃金法に基づき、公労使三者構成の最低賃金審議会で議論を尽くしたい。
- 前倒しにあたっては、最低賃金引上げに対応した適正な価格転嫁と中小企業等への支援策を強化し、それが実現できる環境を整えることが不可欠である。自治体レベルの支援策についても国が助成すべきである。
- なお、地域別最低賃金のみならず、特定最低賃金の積極的な活用についても議論を深めるべきである。

<連合の中期目標（一般労働者の賃金中央値の6割水準）と1500円前倒しの関係>

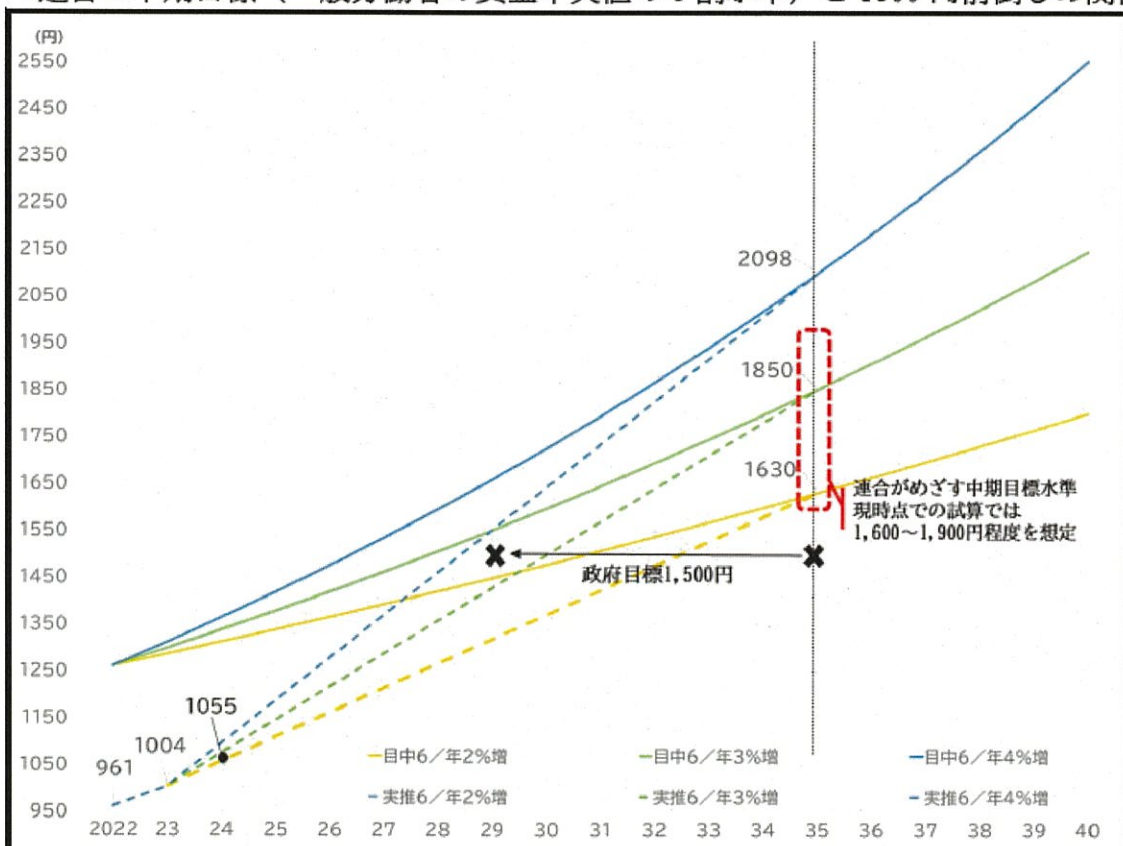


図.

年間賃金上昇率別、賃金中央値の60%に到達するための最低賃金額推移

注. 2022 賃金構造基本統計調査1表より。一時金相当分は便宜的に同調査における「年間賞与その他特別給与額」の平均値を用いた。各実線は、算出した「中央値」が、それぞれ毎年2%、3%、4%ずつ上昇することを想定し試算したもの。各点線は、2035年に同試算値に到達するための推移。

2025年7月25日

香川労働局 局長 友住 弘一郎 様
 香川地方最低賃金審議会 会長 籠池 信宏 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）
 議長 十河 浩二



2025 年度 香川地方最低賃金額の改定にむけた意見書

【前文】

本年度の最低賃金改正の審議にあたり、香川県労連は、香川地方最低賃金審議会に対して、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のため、第一に、最低賃金の地域間格差（額）を解消し、全都道府県で人間らしく暮らせる最低生計費（全労連試算調査結果の 1,500 円以上）に引き上げる改定額を答申すること、第二に、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への直接的な助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国と関係機関に要請することを求めます。

いま、「賃金が上がらない国・日本」が社会的に可視化され、労働組合はもとより、政府や大企業も「賃金引き上げ」が必要と言わざるを得ない状況です。一方で、トランプ関税の影響を口実にした大企業の「雇用調整」が始まっており、リストラの強まりや賃上げ抑制の動きも始まっています。リーマン・ショックなど経済危機で発生した日本の雇用破壊と賃金抑制による「労働者しわ寄せ型」経済対策の誤りを繰り返してはなりません。

日本の実質賃金は 2024 年で前年比 0.5% 減、3 年連続マイナスとなり、2025 年 5 月の毎月勤労統計調査（速報）でも、前年同月 1.0% しか増えていない状況です。「高水準だった春闘での賃上げが反映され始めたものの、米価の高騰など物価高に賃上げが追いつかない状況」という論調が報道されています。こうしたなかで、政府が「賃上げこそが成長戦略の要」と位置づけ、最低賃金は「2020 年代に全国平均 1,500 円の実現」を目標に掲げたことに、私たちは注目しています。賃上げを日本の経済成長の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換し、GDP の 6 割を占める個人消費の確実な拡大と、地域循環型経済への転換を進める必要があります。そのためにも、「働けば、人間らしく暮らすことに足る最低生計費を明確にし、その実現を目指す審議を香川地方最低賃金審議会に求めるものです。

それこそが、生存権を保障した日本国憲法の理念と、最低賃金法第 1 条の「この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること。」という目的を目指すことになるはずです。

香川地方最低賃金の大幅引き上げと他地域との格差是正を図る改定額を答申されることを期待し、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく意見書を、下記のとおり提出します。

1 物価高騰下でも、労働者の生活安定と、労働力の質的向上を保障する、香川地方の最低賃金「改定額」を出してください。

1-1 香川地方最低賃金の低すぎる現状

現在の香川地方最低賃金額は、どのような位置にあるのでしょうか。

表-1 を見てください。

表-1 2024年度の最低賃金額一覧表

2024 年 10 月以降の香川地方最低賃金(970 円)は、全国 47 都道府県の 31 番目(2023 年 30 番目)で、最高額の東京より 193 円も安く、最低額の秋田より 19 円高い位置です。

また昨年は、目安引上額(50 円)より 5 円以上高く引上げた県が 14 県もありました。特に、徳島県は、84 円(目安額+34 円)も引き上げ、一挙に 45 位→28 位まで順位を上げ、東京との格差を 2 1 7 円→1 8 3 円まで縮めました。

現在、日本の最賃制度は、地方毎に最低賃金を決定する方式のため、中央最賃審議会がランク別の目安額を示しても、各地方が近隣地方との格差解消や全国最下位を回避するため、目安額を上回る引上額で改定するケースが多くなっており、下位の順位は、毎年大きく変動しています。

香川地方最賃審議会が、去年までのような低い改定額の答申を続ければ、香川地方はさらに順位を下げる結果になるのではないかと懸念しています。

都道府県	最低賃金額【円】				23-24 引上 額 【円】	目安 との 差	引上 率 【%】	発効年月日
	2024年		2023年					
	順位	改定額	順位	改定額				
東京	1	1,163	1	1,113	50	0	4.5	令和6年10月1日
神奈川	2	1,162	2	1,112	50	0	4.5	令和6年10月1日
大阪	3	1,114	3	1,064	50	0	4.7	令和6年10月1日
埼玉	4	1,078	4	1,028	50	0	4.9	令和6年10月1日
愛知	5	1,077	5	1,027	50	0	4.9	令和6年10月1日
千葉	6	1,076	6	1,026	50	0	4.9	令和6年10月1日
京都	7	1,058	7	1,008	50	0	5	令和6年10月1日
兵庫	8	1,052	8	1,001	51	1	5.1	令和6年10月1日
静岡	9	1,034	9	984	50	0	5.1	令和6年10月1日
三重	10	1,023	10	973	50	0	5.1	令和6年10月1日
広島	11	1,020	11	970	50	0	5.2	令和6年10月1日
滋賀	12	1,017	12	967	50	0	5.2	令和6年10月1日
北海道	13	1,010	13	960	50	0	5.2	令和6年10月1日
茨城	14	1,005	15	953	52	2	5.5	令和6年10月1日
栃木	15	1,004	14	954	50	0	5.2	令和6年10月1日
岐阜	16	1,001	16	950	51	1	5.4	令和6年10月1日
富山	17	998	17	948	50	0	5.3	令和6年10月1日
長野	17	998	17	948	50	0	5.3	令和6年10月1日
福岡	19	992	19	941	51	1	5.4	令和6年10月5日
山梨	20	988	20	938	50	0	5.3	令和6年10月1日
奈良	21	986	21	936	50	0	5.3	令和6年10月1日
群馬	22	985	22	935	50	0	5.4	令和6年10月4日
新潟	22	985	25	931	54	4	5.8	令和6年10月1日
石川	24	984	23	933	51	1	5.5	令和6年10月5日
福井	25	984	25	931	53	3	5.7	令和6年10月5日
岡山	26	982	24	932	50	0	5.4	令和6年10月2日
和歌山	27	980	27	929	51	1	5.5	令和6年10月1日
徳島	27	980	45	896	84	34	9.4	令和6年11月1日
山口	29	979	28	928	51	1	5.5	令和6年10月1日
宮城	30	973	29	923	50	0	5.4	令和6年10月1日
香川	31	970	30	918	52	2	5.7	令和6年10月2日
島根	32	962	31	904	58	8	6.4	令和6年10月12日
鳥取	33	957	32	900	57	7	6.3	令和6年10月5日
佐賀	34	956	32	900	56	6	6.2	令和6年10月17日
愛媛	34	956	40	897	59	9	6.6	令和6年10月13日
山形	36	955	32	900	55	5	6.1	令和6年10月19日
福島	36	955	32	900	55	5	6.1	令和6年10月5日
大分	38	954	36	899	55	5	6.1	令和6年10月5日
青森	39	953	37	898	55	5	6.1	令和6年10月5日
長崎	39	953	37	898	55	5	6.1	令和6年10月12日
鹿児島	39	953	40	897	56	6	6.2	令和6年10月5日
熊本	42	952	37	898	54	4	6	令和6年10月5日
高知	42	952	40	897	55	5	6.1	令和6年10月9日
宮崎	42	952	40	897	55	5	6.1	令和6年10月5日
沖縄	42	952	45	896	56	6	6.3	令和6年10月9日
岩手	42	952	47	893	59	9	6.6	令和6年10月27日
秋田	47	951	40	897	54	4	6	令和6年10月1日
加重平均額		1,055		1,004	51	1	5.1	

1-2 石破政権の最低賃金引上げ目標では改善しない

さて、石破政権も、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）」のなかで、「2020年代に全国平均1,500円」にする目標を掲げています。現在の全国加重平均最賃額が1,055円のため、1,500円にするためには、2025～29年度の5回の改定で、毎年7.25%は引上げる必要があります、このやり方で試算したのが表-2です。

石破政権が示す目標では、香川地方の最賃額は2029年でも1,500円に達せず1,376円止まりです。全国加重平均額が1500円になっても、平均額に対し125円の格差が残り、最大地域との格差拡大も懸念され、到底、納得できるものではありません。また、労働者流出の歯止めにもなり得ません。

表-2 年率7.25%引上げた場合の全国平均と香川の最賃額

年度	全国平均最賃額(円)	香川県の最賃額(円)
2024	1055	970
2025	1,132	1,040
2026	1,215	1,115
2027	1,304	1,196
2028	1,399	1,283
2029	1,501	1,376

1-3 徳島県知事の今年の要請内容

また、昨年の各他方最低賃金の改定額で注目されたのは徳島県ですが、今年も徳島県知事は、徳島労働局に要請を行っており、要請後のぶら下がり記者会見で「徳島の募集下限額が1,126円であり野心的な額として求めたい」と、発言したと聞いています。

徳島県の求人情報サイトを調べた結果が表-2です。徳島県内の求人情報サイトの募集最低額は980円(平均額1,186.5円)となりました。徳島県知事が発言した募集下限額1,126円に届きませんが、徳島県の独自調査による額と思われ、求人情報サイト募集額と比較すると、徳島県知事の要請額1,126円は、徳島最賃額の1.149倍(求人平均額の0.949倍)となります。

徳島県知事は、最賃最高額の東京(1,163円)に近づくことも狙ったと思われます。

この試算結果を香川県にあてはめたのが表-3ですが、同じ求人情報サイトで調べた香川県の募集額は、平均下限額が972.5円(単純平均1149.75円)となります。

求人情報サイトの募集額と徳島県要請額の倍率試算が正しいと仮定し、同じ倍率を香川県にあてはると、香川県の試算額は、下限額で1,117円、平均額で1,091円となります。現在の香川最賃額970円より147～120円も引上げる必要がありますが、東京との格差は大きく縮まると想定さ

表-3 徳島県の求人募集時間給額(パート・アルバイト・派遣)

No.	求人情報サイト名	求人募集時間額(円/h)			求人件数(全件数)	掲載情報調査時点
		平均額	下限額	上限額		
1	求人ボックス.com 給料ナビ	1,091	980	30,000	3,651	2025年7月18日
		単純平均	最賃額	夜勤専従看護師		
2	jp.stanby.com スタンバイ	1,262	980	17,000	2,625	2025年7月18日
		単純平均	最賃額	夜勤専従介護職		
3	e-aidem.com イーアイデム	1,150	980	2,300	457	2025年7月18日
		単純平均	最賃額	製造業		
4	job-j.net 求人ジャーナル	1,243	980	2,250	115	2025年7月18日
		単純平均	最賃額	通信設備保守		
①上記の平均額		1,186.5	980	12,887.5		
②徳島県知事の要請額(円/h)		1,126				
徳島県要請額に対する求人募集金額の倍率 ③=②/①		0.949	1.149	—	上限額は、夜勤専従医療職も入って高額なため、要請額に対する倍率は計算しない。	

表-4 香川県の求人募集時間給額(パート・アルバイト・派遣)

No.	求人情報サイト名	求人募集時間額(円/h)			求人件数(全件数)	掲載情報調査時点
		平均額	下限額	上限額		
1	求人ボックス.com 給料ナビ	1,036	970	10,000	3,826	2025年7月18日
		単純平均	最賃額	整形外科医師		
2	jp.stanby.com スタンバイ	1,234	980	10,000	4,721	2025年7月18日
		単純平均	保育士	非常勤医師		
3	e-aidem.com イーアイデム	1,209	970	1,700	573	2025年7月18日
		単純平均	最賃額	販売スタッフ		
4	job-j.net 求人ジャーナル	1,120	970	1,800	48	2025年7月18日
		単純平均	最賃額	短期訪問調査職		
①上記の平均額		1,149.75	972.5	5,875.0		
③徳島県要請額に対する求人募集金額の倍率		0.949	1.149	—	上限額には、非常勤医師も入って高額なため、徳島県要請額に対する香川県資産額は計算しない。	
香川県の要請試算額 ④=①×③		1,091	1,117	—		

れ、労働者の県外流出も、少なくなると予想されますから、石破政権の目標より、望ましい要求額を言えます。

1-4 働けば人間らしく暮らせる香川地方最低賃金改定額を求めます

2024 年地域別最低賃金改定では全国加重平均 1,055 円(前年比+51 円・5.1%増)香川地方最低賃金額970円(前年比+52 円・5.7%)と過去最高となりました。しかし、この改定で時給が引きあがった最賃近傍で働く労働者からは、「物価高騰で食費を削っている」「お米が高く、麺類にしている」「病院にいけない」等、深刻な声が上がっています。

全労連と地方組織が全国 27 都道府県で約5万人の協力で行ってきた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身で月額 24 万円(税込み)・時間額 1,500 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が示され、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。物価上昇を加味した直近のデータでは 1,700 円、1,800 円の結果が出ており、1,500 円では足りない状況が示されています。

(資料1「最低生計費調査分布図(2025 年 6 月 18 日時点)」を16ページに掲載)

(資料2「最低生計費調査総括表(2025 年 6 月 18 日時点)」を17～19ページに掲載)

また、海外では多くの国で物価上昇や一般労働者の中央値を指標に、最低賃金の大幅な引き上げがなされており、オーストラリア 2,411 円、イギリス 2,216 円、アメリカのワシントン州 2,421 円になっています。主要先進国の中で日本の最低賃金(平均)は低水準にあり、隣国の韓国の最低賃金よりも低い水準です。世界的にみても日本の最低賃金の低さは際立っています。日本の実質的な最低賃金である秋田県の最低額は 951 円ですが、仮に月 150 時間働いたとして月 14.2 万円、年収 171.1 万円です。173.8 時間換算でも月 16.5 万円、年収 198.3 万円、ここから税・社会保険料が引かれますから、普通に暮らすことすら難しいのが現実となっています。

香川県最低賃金 970 円では、月 173.8 時間働いても月収 16,86 万円、年収 202.3 万円にしかならず、普通に暮らすのが難しい状況と言えます。

改めて、働けば人間らしく暮らせる「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する生計費を議論し、これまでの延長線上ではない香川地方最低賃金改定額を求めます。

2 全国一律制度実現、地域間格差(額)解消の改定額を示してください

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となっています。都道府県別の平均賃金(年収)はもちろん、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、医療・福祉業の所定内賃金は、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。

最低賃金の地域間格差は、公務員賃金、生活保護、年金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。

地方から大都市への人口移動に歯止めがかからず、地域経済を冷え込ませ、地方の中小企業が労働力を十分に確保できない等、深刻な影響を与えています。人口格差の是正には、ベースとして最低賃金(賃金)の地域間格差の是正が必要です。そのうえで、地域特性を生かした施策をすることができます。いくつかの自治体首長は、人口の流失や地域経済の疲弊を、これ以上放置

できないと、地方最低賃金審議会にむけ、格差是正とそのための最賃引き上げを求めて声を上げ行動しており、地方政治の重要な焦点になっています。

2024年の改定では、最高額の東京都が1,163円、最低額の秋田県は951円で212円(18.2%)もの格差があります。しかし、前述したように「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も25歳単身で月額24万円(税込)、時間額1,500円以上(月150時間)必要との結果が出ています。

昨年は、徳島県が目安額50円に+34円の84円増という大きな変化をつくりましたが、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えています。目安額の上乗せも、最下位にならないためのもので、労働者の生活を支えるためとはなっておらず、目安方式の目的が喪失させられている事態と言えます。

「地域間格差拡大の抑制」という点から、最低賃金が高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因にもなっています。212円(18.2%)と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要です。そして、そのことは、大幅な引き上げを検討する今が好機だと考えます。

昨年、中央最低賃金審議会は、ABCランクとも一律「50円」の目安額としました。この目安答申に対して、27の地方最低賃金審議会が上乗せの答申を行いました。この結果は、国によって低くランク付けされ、差別されている地方が抱えている厚生労働省と中央最低賃金審議会が行った目安答申への抗議の意味をこめた“怒りの反乱”に見えます。

香川地方最低賃金審議会も、こうした状況を重く受け止め、「地域間額差を縮小するメッセージとなる改定額を検討いただくよう要請します。同時に、中央最低賃金審議会と国に対して「最低賃金法を全国一律制に法改正する」ように進言する答申を行なうよう要請します。

3 中小企業支援策の抜本的な強化を政府に求めてください。

政府は、最低賃金について「2020年代に全国加重平均1,500円」を目標とし、『「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案』(以下、「施策パッケージ案」)を示しました。これは、支払い能力ありきでなく、最低賃金も含む賃金を上げることで、政府の施策を強化し、企業努力を促すもので、この方向性は私たちが求めてきたことと同様です。

しかし、歴史的な物価高騰のなかで、すでに時給1,500円では暮らしていけない水準であること。実現に5年もかかる計画であること。そして、政府目標が地方別最賃の加重平均であって全国一律ではないこと。など、不十分なものと言わざるを得ません。

働けば、誰もが人間らしい生活が得られるようにすることは、国の責任であり、最低賃金はその責任を果たす重要な賃金規制ですが、中小企業の支払い能力がないことが、最低賃金を上げられないことを正当化する理由になってきました。日本の企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げ目標を実現するためには、政府による中小企業支援のさらなる強化が欠かせないことは明かです。

賃金を「企業収益の分配」として考える「支払能力論」は、賃金が「労働の適正な対価」であるという大原則を見失わせています。中小企業などの賃金引き上げを困難にしている原因は、労働の対価を保障できる水準に届かない価格設定・流通機構の問題・搾取の自由などにあります。適正な賃金が保障できる価格設定ができる環境構築が、是非とも必要です。

政府による中小企業支援強化策は「施策パッケージ案」ですが、その内容は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化(=人員削減)を迫ることを主とするもので、国の生存権保障を責任

転嫁するものと言わざるを得ません。日本企業の生産性は上がっているにもかかわらず、中小企業で賃金をあげられていない要因が問題の本質です。

政府として最低賃金を含む賃金の引き上げをかけるならば、「生産性向上、効率化、省力化」を求めるのではなく、中小企業・小規模事業者が求めている「社会保険料(事業主負担)減免」や、いくつかの自治体の実施している「賃金引上げ分の直接補助」を、実施すべきです。

また、「施策パッケージ案」は、過去最高にまで膨れ上がった大企業の内部留保を、労働者や中小企業に還元することを迫る施策になっておらず、労務費の価格転嫁促進、公正取引の確立、公的発注に関わる最低制限価格制度の徹底なども、実現性に疑問符をつけざるを得ません。また、日本の労働者の低賃金と中小企業の厳しい実態は、大企業の利益優先が生み出したゆがみです。ここを規制しない限り、賃上げ原資を中小企業にもたらしことはできません。M&A(合併・買収)の推進は中小企業を淘汰・整理するだけで、地方の雇用喪失と地域経済破壊につながるものです。適正な公正取引がなされる施策を、強制力をもって強化することが必要です。

労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小企業であっても決して曖昧にすることはできません。雇用維持と8時間働けば「ふつう」に暮らせる賃金の支払いが必要です。最低賃金は生存権を保障する水準でなければならない、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではないはず。

物価高騰から生活を守り、物価上昇率を上回することはもちろん、労働者が全国どこで働いても人間らしく生活できることを実感できる大幅賃上げと、地域間の格差(額)を解消していくメッセージになる改定額にするとともに、改定額の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化を求める提言を出していただくことを求めます。

4 審議を全面公開し、国民が関心を寄せる運営にしてください。

中央最低賃金審議会は、一昨年、私たちが求めてきた、審議の「原則公開」を行いました。この流れは全国の審議会に広がりました。しかし、審議は「公開」したものの、金額に関わる実質的な審議は「非公開」になる「公労・公使の二者協議」でおこなわれており、議事録も公表されていません。地方最低賃金審議会でも同じ状況が続く地方も少なくなりません。

しかし、全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」(鳥取県最低賃金審議会元会長の鳥取大学名誉教授・藤田安一氏の談話)という経験も報告されています。

お隣の徳島地方最低賃金審議会には、具体的に情報公開が進んだ事例があります。

徳島労働局のHPは、令和7年7月17日(木)午前10時00分～行われた「第2回徳島地方最低賃金審議会」の「資料(徳島労働局長の「諮問文」も含む)」や公示文書が7月17日の会議終了後に掲載されています。また、令和7年6月27日(金)午前9時30分～行われた「令和7年度第1回徳島地方最低賃金審議会(あり方に関する小委員会)」の「議事要旨」が7月16日午後には掲載されていました。さらに、令和6年昨年の徳島地方最低賃金専門部会の「第5回徳島県最低賃金専門部会 議事録」には、審議会各委員の名前を消した上で、具体的な意見も記載されています。令和6年8月29日の「第5回徳島県最低賃金専門部会」の「議事要旨」にも具体的な意見が記載されています。

(表-5「令和6年度 第5回徳島県最低賃金専門部会 議事録」を8～10ページに掲載)

(表-6「令和6年度 第5回徳島県最低賃金専門部会 議事要旨」を11～12ページに掲載)

ところが、7月18日時点で香川労働局HPに掲載されているのは、令和7年度の第1回・第2回の「香川地方最低賃金審議会開催について」と第1回「最低賃金専門部会の開催について」と言

う審議会や専門部会の開催案内だけです。7月15日に開催された「第1回香川地方最低賃金審議」の「資料(労働局長の諮問文含む)」すら掲載されていません。

また、昨年中に公開された「審議会」の「議事録」には、各委員の発言が記載されていますが、「専門部会」の「議事録」には、改定額審議に関わる発言・意見は一切記載がありません。「議事要旨」にも具体的な意見内容が見当たらず、公労・公使の二者協議での労働者委員と使用者側委員の改定額しか記載されていません。

(表-7「令和6年度 第5回香川県最低賃金専門部会 議事録」を13～14 ページに掲載)

(表-8「令和6年度 第5回香川県最低賃金専門部会 議事要旨」を15 ページに掲載)

このように、徳島労働局と香川労働局の「情報公開スピード」と「公開内容」に違いがありすぎます。各労働局の人員配置の差異も考えられますが、情報公開の内容に地域差があるのはいかがなものかと思われます。

また、情報公開の差により、「香川地方最低賃金審議会」「香川地方最低賃金専門部会」では、「具体的な議論や意見交換も行われず、労働者側委員と使用者側委員の改定額案の擦り合わせしか行っていないのではないか。」との危惧も生まれます。

香川労働局におかれては、HP への情報公開スピードと公開内容を徳島労働局並みに、改善していただきたい。

香川県労働組合総連合としては、香川地方最低賃金審議会各委員に「原則公開」の原点に立ち返っていただき、審議の透明性を確保し、広範な国民から関心が寄せられる審議会運営に改善していただくよう、強く求めるものです。

以 上。

表-5 (1)

令和6年度 第5回徳島県最低賃金専門部会議事録

1 開催日時等

日時 令和6年8月29日(木) 午後1時30分～午後3時00分

場所 徳島地方合同庁舎6会議室

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 段野委員 米澤委員

(公益オブザーバー委員) 端村委員 撫養委員

(労側委員) 賀川委員 川口委員 南 委員

(使側委員) 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議題

徳島県最低賃金額改正の審議について

4 議事

部会長

ただいまより、令和6年度第5回徳島県最低賃金専門部会を開催します。

事務局は、委員の出席状況等を報告してください。

事務局(室長)

本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の6名以上、又は各側委員の1名以上の出席により成立することとなっております。

本日は、9名の委員と2名の公益オブザーバーが出席しておりますので、本専門部会が成立していることを報告します。

部会長

それでは徳島県最低賃金改正の審議をさらに進めてまいりますので、よろしくお願いします。

事務局は、現在までの全国状況等について報告をお願いします。

事務局(室長)

46の都道府県で結果が出ております。

前回の説明から、新たに岩手が決まっております。プラス59円の952円となっております。

なお、前回、第4回専門部会及び第4回本審において、県からの回答のうち、「目安を大幅に上回る引上げとなった場合には」の「大幅に上回る引上げ」を具体的に示していただきたい、とのご質問がありました。この点について、徳島県に問い合わせたところ、前回申し上げた以上の答えはできないという回答がありましたので、その旨報告いたします。

以上です。

部会長

表-5 (2)

ありがとうございました。

ここで、資料 1-1 から 1-3 まで、後藤田知事からの 3 回目の要請書を添付しております。
要請書の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

資料 1-1、1-2 は、「徳島地方最低賃金審議会の審理の全面公開を求める要請について」と題した要請書で、それぞれ、徳島地方最低賃金審議会会長、徳島労働局長が宛名になっています。

内容は、専門部会について全面公開を求めるものです。

続きまして、資料 1-3 は「最低賃金引上げに向けた緊急要請」と題した要請書で、徳島地方最低賃金審議会委員各位が宛名になっています。

内容は、

「令和 3 年度の一人あたり県民所得上位 20 都府県の大部分で最低賃金が千円を超えているほか、大都市に隣接する県や地域内格差がある北海道でも千円を超えている状況であり、一人あたり県民所得上位 8 番目に位置する本県の最低賃金が県民所得や給与の水準、地域の経済状況を十分に反映されていない」こと、

「加えて、最低賃金が低い現状は、本県が抱える人材不足、そして未来を担う若者の希望までも奪いかねない状況」であること、
等について指摘した上で、

「県では、これまでの要請を踏まえた、目安を大幅に上回る引上げとなった場合には、大きな影響を受けることとなる中小企業・小規模事業者を支援する、積極的な経済対策を行ってまいりたい」とし、

「審議会の皆様の英断を期待しております。」と締めくくられています。

部会長

ありがとうございました。

なお、専門部会の公開に関する要請についてですが、専門部会の公開についてはあり方検討小委員会で検討し、第 1 回本審におきまして、第 1 回専門部会のみ公開、傍聴を認め、第 2 回以降の専門部会につきましては、会議を非公開とするが、議事録を公開する旨決議されております。

このため、本要請書の記載内容については、本審において議論したいと思えます。

また、「最低賃金引上げに向けた緊急要請」については、この内容を踏まえて金額審議の御議論をいただければと思います。

それでは、金額審議に入ります。

本日も先日の専門部会と同様、個別協議を繰り返して審議を進めてまいりたいと思えます。

まず、前回までのご発言を確認させていただきます。

労側は、目安プラス108円の1,004円、

使側は、目安どおり、プラス50円の946円

という金額で終わっております。よろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

それでは、労使個別に話し合いたいと思います。どちらから始めましょうか。

(公労、公使との声)

部会長

分かりました。

では、公労で始めさせていただきたいと思います。

使の皆様、控室のほうによりしくお願いいたします。

(公労二者協議)

(公使二者協議)

部会長

お待たせしました。

使側はあくまでも目安どおりの946円ということです。発効日も含めまして、■■■■委員より3者でちょっと話をさせていただきたいということです。まず発効日を含めまして金額の審議を進めさせていただきたいと思います。

■■■■委員 (使側)

私の意見として、これからますます賃上げが進んでいく、また価格高騰、更に人手不足等の見通しを含めて考えると、今ここで言うのが適切ではないかもしれないけれど、少なくとも来年の10月には徳島の最賃が1,000円を超えるということは明らかと思っています。

そのような状況と、今回徳島県より話がありました支援策の実現が大前提での話ですが、この県独自の支援策を併せて鑑みますと、1,000円という金額も一つの考えとして持ってしかるべきと思っています。

徳島の時間当たりの所定内賃金額の1,000円までの人数分布の現状も注視すべきじゃないと思っています。最低賃金が946円になったときに影響を受ける人数、次に956円、と順番に出していきますと、例えば980円と1,000円までの間っていうのは、2,400人ぐらいしかいない。こうした人数分布とか、また発効日の延長とかの急変緩和策も議論の余地があると思いますので、そういうことも考えますと、例えば発効日を1月1日にするとしますと、9か月の違いということになってきますが、こういうのは一般の方には次の年まであまり考えることがないと思いますので、そうなると思った9か月といえはたった9か月という言い方もできると思っています。

審議会としてのバランスある決定っていうのももちろん重要であることは承知しておりますけれども、県の支援をもって賃上げをする方が、本当に苦しい中小零細企業にとっては実は救済措置になるという可能性もあるのではと思っています。また、そういう意見も使用者の中には少なからず存在していることも事実であります。総合的に判断する材料はいろいろあるのかなと私自身は思っております。

以上です。

以下4ページ分は、省略しています。

表-6 (1)

令和6年度 第5回徳島県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和6年8月29日(木) 午後1時30分～午後3時00分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 段野委員 米澤委員

(公益オブザーバー委員) 端村委員 撫養委員

(労側委員) 賀川委員 川口委員 南 委員

(使側委員) 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

(1) 徳島県最低賃金額改正について、公益委員と労使委員の二者協議を繰り返し審議が行われた。

(2) 各委員の主張は下記のとおりである。

○労側委員

知事からの「最低賃金引上げに向けた緊急要請」にある県民所得については、雇用者報酬の割合が低いことなども含め審議会の資料で提示されており、それを踏まえて審議されている。また、その他の要請事項についても今までの要請内容と変わるところがないので、改めて審議する必要はないと思う。

審議会の資料「主要統計資料(追補版)」の「1月あたりの消費支出額(総世帯)」では8位となっている。同じBランクで見ると徳島より消費支出額が少ない県が今年1,000円を超えており徳島でも1,000円以上としたい。他の1,000円を超える県と経済状況を比べても徳島県は遜色ないと思っている。

連合本部の方針として、最低賃金を可能な限り速やかに1,000円到達を目指しており、1,000円を主張したい。

複数の団体から最低賃金への要請があった。審議会は諮問を受け答申を行う独立機関であり、他からの必要以上の関与を受けないよう労働局には対応をお願いしたい。

昨年答申を出した金額は、公労使が全員納得したものであったが、県民の捉え方がマイナスになってしまった。今年は労使が一致して1,000円をどうしても実現したい。1,000円が実現できるのであれば、発効日を1月にすることも踏まえて考えている。

○使側委員

徳島県最低賃金がどのような金額になっても徳島県には経済支援策を取るよう、経済団体としては要請をしていくべきと思っている。

これまでも地域の経済状況を踏まえて審議してきており、県からの要請にある指摘については当たらないのではと思っている。

要請書には最低賃金が全てみたいに書いてあるが、最低賃金と賃金は違うものであり、最低賃金を上げたから人が来るとか、そういうものではないのではないか。

使側委員の中でも最低賃金の引上げ額に開きがある。目安額(50円)が一つの指標と考えているが、それ以上にすべきとの話も出ている。

今後、賃上げが進んでいくこと、価格高騰、人手不足の見通しを含めて考えると、来年10月には徳島県の最低賃金は1,000円を超えることは明らかではないか。最低賃金の引上げ額を検討する際に、影響率をみると950円あたりから1,000円までそれほどの変化は見られない。地域別最低賃金のバランスある決定は大切であると承知しているが、徳島県の出す経済支援策を利用した上で最低賃金を引き上げることの方が、本当に苦しい中小・小規模事業者にとっては救済措置になるという可能性もあり、そういう意見は使用者の中にも少なからず存在する。

いろいろな方面から要請があったことにより、議論の方向性が変わってきた気がする。公益委員には良識のある数字をいただきたい。最低賃金が上がるのは地元の労働者には良いことだが、企業を県外から誘致することには不利に働き、就業先が減ることも危惧する。適度な引上げを望んでいる。

- (3) 公益見解が提示され採決の結果、賛成多数(賛成5、反対4)により、徳島県最低賃金を84円引上げ、時間額980円とすること、効力発生日を11月1日とする専門部会報告を決議した。

表-7 (1)

令和 6 年度香川地方最低賃金審議会
第 5 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 6 年 8 月 6 日(火)

高松サポート合同庁舎

北館 702 会議室

出席者	公 益 側	籠池、春日川、柴田
	労働者側	立石、中村、三屋
	使用者側	奥田、白石、檜垣

議 題 (1) 香川県最低賃金額改正の審議について
(2) その他

○賃金室長

定刻になりましたので、ただ今から第 5 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題 (1) の「香川県最低賃金額改正の審議について」です。

昨日開催された第 4 回専門部会では、労使双方より金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。

表-7 (2)

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示をしていただきましたが、労側プラス 58 円、使用者側プラス 41 円と双方の提示金額には乖離がありました。

昨日の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところであり、このあと金額提示いただきますようお願いします。

これまで 4 回にわたって金額審議を重ねてきましたが、労使の主張には、なお隔たりがありますけれども、是非とも全会一致に至るよう、格別のご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、このあと、各側より「金額提示」をお願いいたしますが、本日は公労会議から開始させてもらいたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

それでは、各側の控室等について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、各側の控室等ですが、

- | | |
|---------|--------------|
| 公労・公使会議 | ・この 702 会議室 |
| 労側控室 | ・2 階の第 1 会議室 |
| 使側控室 | ・2 階の相談室 |

を用意しております。

702 会議室は内線番号が 6702 ですので、ご用がある時は 6702 をおかけください。

公使会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○立石委員

特に必要ありません。

○柴田部会長

それではこのまま公労会議を始めますので、使用者側委員の方は控室にお移りください。事務局はご案内をおねがいします。

香川地方最低賃金審議会
第5回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時：令和6年8月6日（火）9：00～10：20

1 主な審議事項

（1）香川県最低賃金額改正の審議について

2 議事要旨

（1）香川県最低賃金額改正の審議について

労使各側委員の主張内容及び公益委員の考え方

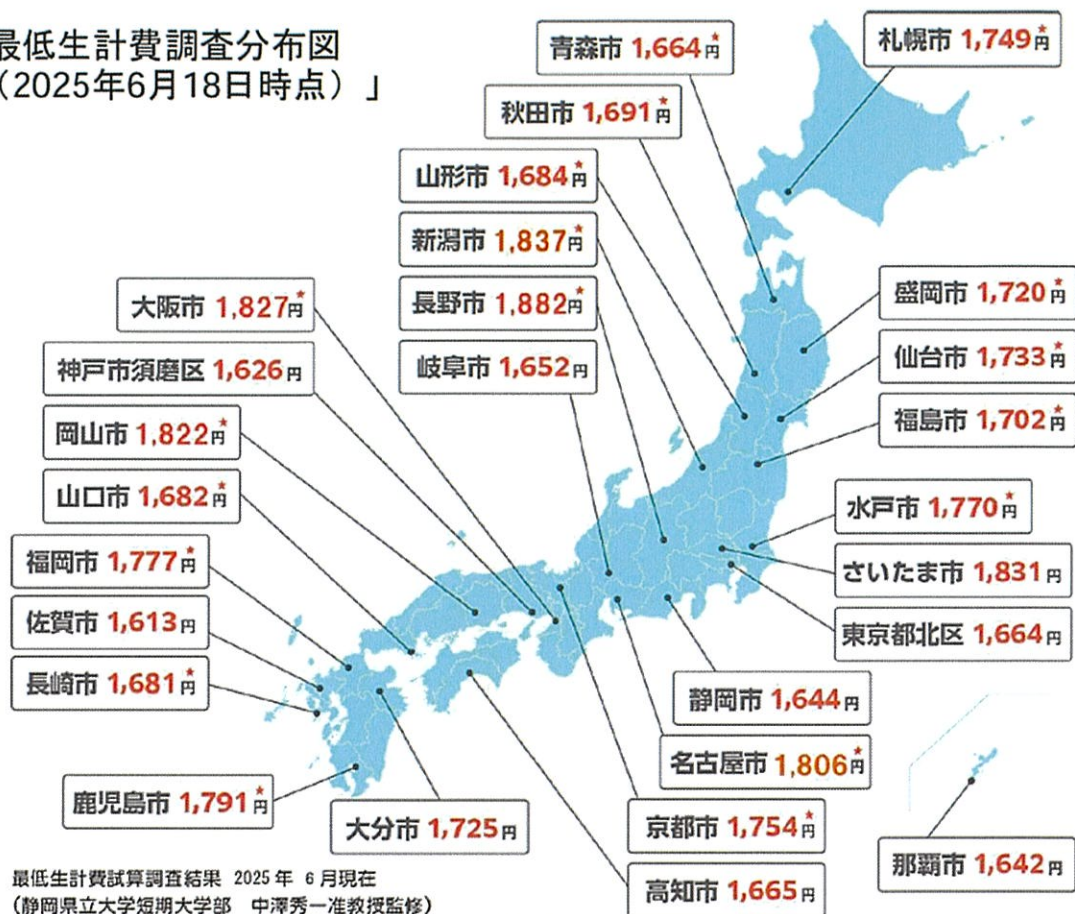
労働者側委員	（1回目） 54円引上げ、時間額972円を提示する。 根拠：連合の2024年春季生活闘争回答集計の有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額54円（時給、単純平均）とした。
使用者側委員	（1回目） 50円引上げ、時間額968円を提示する。 根拠：2023年10月～2024年6月平均における消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率5.4%を現在の最低賃金額918円に乗じて少数点以下を切り上げて968円とした。
公益委員	労使の提示額、香川県最低賃金の改定状況、地域間格差の改善等を総合勘案し、公益側が公益案970円を提示、全会一致

3 審議の結果

（1）香川県最低賃金額改正の審議について

公益側が提示した公益案970円、発効日を令和6年10月2日とすることについて、全会一致専門部会決定。香川労働局長に「香川県最低賃金の改正決定について」答申された。

資料1「最低生計費調査分布図
(2025年6月18日時点)」



資料2 (1) 「最低生計費調査総括表(2025年6月18日時点)」

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2025年6月現在

都道府県名		北海道		青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県		福島県		茨城県		埼玉県		東京都	
試算結果表		2016年4月		2016年6月		2016年7月		2016年8月		2016年9月		2016年10月		2016年11月		2016年12月		2017年1月		2017年2月	
改定年月		2024年6月		2024年7月		2024年8月		2024年9月		2024年10月		2024年11月		2024年12月		2025年1月		2025年2月		2025年3月	
自治体名		札幌市		札幌市		札幌市		札幌市		札幌市		札幌市		札幌市		札幌市		札幌市		札幌市	
調査ランク/性別		男性/女性		男性/女性		男性/女性		男性/女性		男性/女性		男性/女性		男性/女性		男性/女性		男性/女性		男性/女性	
消費支出		185,798		180,250		182,381		186,717		183,708		186,717		183,708		186,717		183,708		186,717	
食費		45,978		37,572		37,921		46,583		33,000		33,000		33,000		33,000		33,000		33,000	
住居費		39,000		39,000		35,000		37,000		35,000		37,000		35,000		37,000		35,000		37,000	
水道・光熱		12,505		12,171		10,206		11,614		11,068		10,687		10,878		10,903		9,221		10,205	
家具・家電用品		4,905		5,299		5,001		4,066		3,932		4,150		3,841		3,893		3,595		3,818	
被服・履物		6,922		5,247		8,593		7,144		7,709		6,901		6,131		6,506		8,892		8,142	
保健医療		4,701		3,377		2,980		2,604		2,632		2,690		2,682		2,617		1,007		3,519	
交通・通信		14,459		14,971		36,460		36,150		36,103		36,057		36,114		36,022		33,018		15,400	
教育		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
娯楽・娯楽		35,654		35,654		27,684		19,599		19,599		19,599		19,599		19,599		19,599		19,599	
その他		21,674		26,959		18,536		20,138		20,257		20,105		20,072		21,596		22,902		23,569	
非消費支出		58,009		58,009		44,878		52,112		57,998		52,555		53,041		53,531		57,375		58,184	
非消費率		22.11%		22.64%		20.88%		20.42%		22.31%		20.73%		21.00%		20.96%		21.60%		21.18%	
予備費		18,500		18,000		18,200		17,900		18,600		18,300		18,200		18,100		18,800		19,600	
最低生計費(月額)		204,298		198,250		200,581		197,422		202,008		205,317		202,008		201,025		208,197		216,506	
格差		262,307		256,259		245,459		249,534		250,003		253,580		252,566		255,344		265,572		274,690	
年額(税込)		3,147,684		3,075,108		2,945,508		2,994,408		3,095,036		3,120,072		3,042,960		3,030,792		3,196,661		3,286,280	
月150時間換算		1,749		1,708		1,636		1,664		1,720		1,733		1,691		1,684		1,770		1,831	
月155時間換算		1,692		1,653		1,584		1,610		1,665		1,677		1,636		1,629		1,713		1,772	
月173.8時間換算		1,509		1,474		1,412		1,436		1,484		1,496		1,459		1,453		1,528		1,580	
2024年改定最賃額		1010		953		952		952		973		951		951		955		1005		1078	
若年単身者サンプル数		201		201		201		201		201		201		201		201		190		153	
全体サンプル数		1,217		1,217		1,217		1,217		1,217		1,217		1,217		1,217		1,358		2,047	
若年単身者サンプル数		5,121		5,121		5,121		5,121		5,121		5,121		5,121		5,121		5,121		5,121	
全体サンプル数		49,296		49,296		49,296		49,296		49,296		49,296		49,296		49,296		49,296		49,296	

(注)赤字は以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果。

作表：全労連 最低生活費試算調査PT 2025年6月現在

都道府県名		長野県		岐阜県		静岡県		愛知県		大阪府		兵庫県		岡山県		広島県		山口県	
試算結果表		2015年12月		2023年1月		2015年12月		2016年1月		2019年4月		2022年6月		2020年7月		2016年1月		2019年4月	
改定年月		2025年5月		2024年		2024年		2025年1月		2025年10月		2025年1月		2025年1月				2024年7月	
自治体名		新潟市		長野市		岐阜市		名古屋市		豊橋市		京都市		大阪市		神戸市		岡山市	
試算ラック/性別		B		B		B		A		A		B		A		B		B/女性	
消費支出		198,753		204,601		176,737		181,897		180,960		187,660		192,727		187,660		194,134	
食費		48,879		50,558		44,872		37,640		40,253		34,240		53,603		42,375		38,457	
住居費		39,000		43,750		38,000		38,000		38,000		38,000		50,667		50,667		55,000	
水道・光熱		12,919		8,166		7,874		8,690		7,559		6,594		7,983		6,963		7,510	
家具・家電用品		4,302		5,193		3,058		3,109		3,883		4,124		4,443		4,596		3,799	
被服・雑用		7,545		8,237		7,748		5,752		7,521		4,296		9,680		8,272		8,509	
保健医療		4,481		1,058		1,501		4,591		3,255		4,516		2,366		5,429		2,186	
交通・通信		40,712		31,268		34,993		32,953		43,356		43,167		16,324		16,202		40,639	
教育		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
その他		18,980		29,303		20,390		20,680		18,408		22,034		22,646		22,667		17,521	
非消費支出		57,009		57,295		53,422		53,422		46,662		46,662		58,979		58,979		47,829	
非消費費比率		29.69%		28.30%		30.30%		30.30%		26.82%		26.82%		31.27%		31.27%		24.61%	
予備費		19,800		20,400		17,600		17,700		18,100		18,000		19,200		18,700		19,100	
最低生活費(月額)		218,553		225,011		194,337		195,356		199,997		198,960		211,927		206,360		189,431	
税込		275,562		282,296		247,759		248,778		246,659		245,622		270,906		265,339		237,260	
年額(税込)		3,306,744		3,387,551		2,973,108		2,985,336		2,959,908		2,947,464		3,250,874		3,184,073		2,847,120	
月150時間換算		1,837		1,882		1,652		1,659		1,644		1,637		1,806		1,769		1,582	
月155時間換算		1,778		1,821		1,598		1,605		1,591		1,585		1,748		1,712		1,531	
173.8時間換算		1,586		1,624		1,426		1,431		1,419		1,413		1,559		1,527		1,365	
2024年改定最低賃金		985		998		1,001		1,034		1,077		1,058		1,114		1,052		982	
若年世帯者サンプル数		74		748		38		195		217		412		634		112		265	
全体サンプル数		715		3,686		1,046		1,670		999		4,745		9,501		757		3,675	

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2025年6月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25㎡)に居住という条件で試算		高知県		福岡県		佐賀県		長崎県		大分県		鹿児島県		沖縄県	
調査対象県名		高知県		福岡県		佐賀県		長崎県		大分県		鹿児島県		沖縄県	
試算結果発表表		2022年6月		2018年4月		2019年12月		2019年4月		2021年6月		2019年4月		2020年7月	
改定年月		2024年6月		2024年6月		2024年7月		2024年7月		2024年7月		2024年7月		2024年7月	
自治体名		高知市		福岡市		佐賀市		長崎市		大分市		鹿児島市		那覇市	
調査ラング/性別		C/男性	C/女性	B/男性	B/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性
消費支出		183,688	184,283	188,477	194,797	184,363	178,127	180,760	182,724	187,077	191,848	195,100	196,093	179,439	182,065
食費		45,423	37,054	54,445	40,761	44,101	39,025	48,843	39,655	42,755	35,785	49,878	39,047	41,266	33,200
住居費		33,000	33,000	40,000	40,000	30,000	34,500	42,000	42,000	39,000	39,000	38,000	38,000	36,458	36,458
水道・光熱		8,710	10,360	8,589	10,215	7,743	8,150	8,503	10,114	7,560	7,877	8,715	10,366	8,764	10,424
家具・家事用品		3,247	3,707	4,434	4,905	3,697	3,561	4,667	4,843	4,226	5,394	3,878	4,317	3,826	3,851
被服・雑物		6,638	8,223	7,343	8,966	7,108	5,635	7,895	9,210	4,478	8,896	6,137	7,273	5,021	3,339
保健医療		1,506	868	1,228	3,920	1,162	1,184	1,220	3,893	2,248	3,574	1,210	3,859	1,142	3,643
交通・通信		37,467	33,923	12,936	16,706	41,686	41,856	13,016	13,016	36,302	36,142	38,974	38,974	33,794	33,794
教育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽		26,070	25,781	34,425	36,608	24,739	25,964	28,534	30,128	26,635	26,635	26,361	27,327	25,620	25,177
その他		21,627	31,367	25,077	32,717	24,127	18,252	26,082	29,865	23,873	28,545	21,948	26,935	23,548	32,209
非消費支出		47,711	47,711	59,221	59,221	49,776	46,045	53,339	53,339	53,037	53,037	54,096	54,096	48,977	48,977
非消費費比率		19.11%	19.05%	22.22%	21.66%	19.71%	19.03%	21.16%	20.89%	20.49%	20.08%	20.13%	20.05%	19.88%	19.65%
予備費		18,300	18,400	18,800	19,400	18,400	17,800	18,000	18,200	18,700	19,200	19,500	19,600	17,900	18,200
最低生計費(月額)		201,988	202,683	207,277	214,197	202,763	195,927	198,760	200,924	205,777	211,048	214,600	215,698	197,339	200,265
税引		249,639	250,394	266,498	273,418	252,539	241,972	252,099	254,263	258,814	264,085	268,696	269,794	246,316	249,272
年額(税込)		2,996,388	3,004,728	3,197,981	3,281,021	3,030,468	2,903,664	3,025,191	3,051,160	3,105,768	3,169,020	3,224,356	3,237,534	2,955,792	2,991,264
月150時間換算		1,665	1,669	1,777	1,823	1,684	1,613	1,681	1,695	1,725	1,761	1,791	1,799	1,642	1,662
月155時間換算		1,611	1,615	1,719	1,764	1,629	1,561	1,626	1,640	1,670	1,704	1,734	1,741	1,589	1,606
173.8時間換算		1,437	1,441	1,533	1,573	1,453	1,392	1,451	1,463	1,489	1,519	1,546	1,552	1,417	1,434
2024年改定最賃額		952		992		956		953		954		953		952	
若年単身者サンプル数		94		267		111		141		109		158		84	
全体サンプル数		969		3,000		805		1,478		1,483		1,621		962	

2025 年7月25日

香川労働局 局長 友住 弘一郎 様
香川地方最低賃金審議会 会長 籠池 信宏 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）
女性部副部長 中 川 和 代



2025 年度香川地方最低賃金額の改定審議にむけた意見書 ー最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現をー

【意見趣旨】

1. 最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第9条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準、すなわち直ぐに時給1,500 円以上、出来れば 1700 円以上に、大幅に引き上げられるべきです。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものであるべきです。
 - (2) 最低賃金引上げにあたっては、中小企業への支援が必須です。
2. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、だれもが結婚・妊娠・出産・子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきです。
3. 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきです。

【意見理由】

1 憲法第 25 条が保障する生活実現のために最低賃金の引き上げが必要

香川県の最低賃金970円で1か月(1日8時間×20日)働くと月額155,200 円です。全労連が全国27都道府県で取り組んだ「最低生計費試算調査」(2023年発表)では、全国どこでも月額約25万円・時間額1,500円以上必要との結果が出ていますが、香川県の最低賃金は、必要額の約6割にすぎません。

3月にJR高松駅前で「香川県の最低賃金970円、月額155,200円で満足な生活ができますか?」というアンケート調査を行い、101名から回答を得ました。「千円ないの? 厳しい、生活できない。」と驚く方もいて、「満足いく生活ができない」が99%を占めました。

憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、労働基準法第1条「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」を実現するためには、最低賃金の1,500円以上への引き上げが必要です。

また、地域別最低賃金は、最低賃金法第9条が定める三要素、「地域における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定められなければなりません。現状では生計費より賃金支払い能力が優先されています。コロナ禍と物価高騰で大きな打撃を受けた中小企業が、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力をしている中、賃金支払能力を引き上げるためには中小企業への支援の強化が必須となります。最低賃金の引上げのためにも中小企業支援の拡充が必要です。

2 女性の貧困・子どもの貧困をなくすため、最低賃金の引き上げが必要

2024年、日本のジェンダーギャップ指数は118位でした。

教育(72位)・健康(58位)分野に比べ、経済(120位)・政治(113位)分野の格差が日本のジェンダーギャップ指数を大きく引き下げています。

日本の非正規雇用には、①女性に偏っている②正規との格差が非常に大きい—という特徴があります。男性の非正規率は20%程度で正規雇用が多数派ですが、女性の非正規率は急速に増え続け、2000年代には一時60%を占めるまでになりました。また、非正規雇用に占める女性の比率は約7割、その中で最も多いのはパートです。パートはほぼ100%女性という時期もあり、女性の仕事とされてきました。日本では正規と非正規の間に非常に大きな賃金格差があるため、女性が非正規に偏っていることが男女賃金格差の大きな原因ともなっています。正規・非正規あわせた全雇用形態での民間企業の賃金格差は、女性が男性の56%(2022年)となっています。(国税庁「民間給与実態統計調査」から)

2024年3月18日、参院予算委員会で女性の低年金の問題が取り上げられましたが、65歳以上の単身女性の貧困率が44%に上る要因として指摘されたのが、「働く女性の53%が低賃金・不安定な非正規雇用」「地方の非正規公務員112万人の7割が女性」など現役時代の賃金格差でした。

女性の貧困は扶養する子どもにも及び、日本の子どもの貧困率はOECD38カ国の中でも低位であり、特に母子世帯の貧困は深刻です。働き方の半数は非正規雇用であり、ダブルワーク、トリプルワークで働き詰めに働いても生活保護などの所得補填がなければ暮らしていきません。現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障していない賃金は、憲法25条違反と言わざるを得ません。子どもの貧困をなくすためにも、母子世帯の母親の所得水準を上げることは喫緊の課題です。

厚生労働省・経済産業省は最低賃金について下記のように述べており、目標達成のためにも早急に最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

「最低賃金については、令和5(2023)年度は全国加重平均で43円引上げの1,004円となった。引き続き、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知などの価格転嫁の促進などに取り組みつつ、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成できるよう、引上げに取り組んでいる。」(内閣府男女共同参画局「令和5年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」から)

3 地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金制度の確立が必要

2024年の地域別最低賃金の改訂により、最低額951円(秋田県)と最高額1,163円(東京都)の差は、212円になりました。月150時間労働の場合、年収では約38万円の格差になります(香川県(970円)の場合は約35万円の差)。

2021年地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図を見ると、最低賃金の高い県は人口が増加し、低い県は減少しています(香川県は減少)。そのため地方自治体・中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済は疲弊して衰退の一途をたどっています。経済の健全な立て直しのために地域間格差の是正が必要であり、最低賃金の引き上げは、県民の生活を底上げして購買力を上げることで地域の中小・零細企業の経営も改善し、地域経済の活性化が期待できます。

全国一律の最低賃金制度を確立することが求められています。徳島県の例に倣って前向きに検討していただきたいと思います。

以上

香経協発第18号
令和7年7月23日

香川地方最低賃金審議会 会長 殿



香川県経営者協会
会長 山田 径男



令和7年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書

日頃より、雇用の安定や労働環境の改善などに、ご尽力いただいております貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆さまに敬意を表します。今年度の最低賃金改定の審議が開始されるにあたり、以下のとおり使用者を代表して意見を申し上げます。

1. 現下の景気状況について

(1) 全国大の統計より

内閣府が令和7年6月11日に発表した「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」によれば「景気は緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる」としている。

また、先行きについても「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が、緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある」としている。

4月25日に日本政策金融公庫が発表した「全国中小企業動向調査」では、従業員20人以上の中小企業の景況感は「持ち直しの動きがみられる」としている。今期（2025年1～3月期）の業況判断D I（全業種計）は、前期（2024年10～12月期）から6.0ポイント上昇し、9.2となったが、来期（2025年4～6月期）は6.3と低下する見通しである。

(2) 県内企業の景気状況

日本銀行高松支店が7月1日に発表した2025年6月「企業短期経済観測調査（短観）」において、県内企業の業況判断指数は、全産業で3月の前回調査よりも5ポイント下落して、プラス16となり、4期ぶりに悪化。また、3ヶ月後の見通しでも、全産業で6ポイント下落してプラス10となっている。物価高の影響で受注が伸び悩み、全国的にも、米国の通商政策や海外経済の減速が景況感に響いていると指摘している。

2025年度の見通しは、全産業で売上高は前年度比4.2%増、逆に経常利益は5.6%減。販売価格の引上げなどで増収を見込むものの、原材料価格や人件費の上昇などから減益

予測となっている。

四国財務局が発表した、法人企業景気予測調査結果（香川県内：令和7年4～6月期調査）では、全産業の景況判断BSI（4～6月期）については、原材料費・光熱費などの上昇や、物価高による需要の減少などから、前期調査の+1.9から13.3ポイント悪化して▲11.4となった。3期ぶりのマイナス。業種別では、製造業が前期から5.4ポイント悪化して▲8.3、非製造業は、前期から17.1ポイント悪化して、▲13.0。非製造業の下落が大きくなっている。

先行き（翌期）は、全体で+4.8ながら、「不明」と回答する企業が多かった。

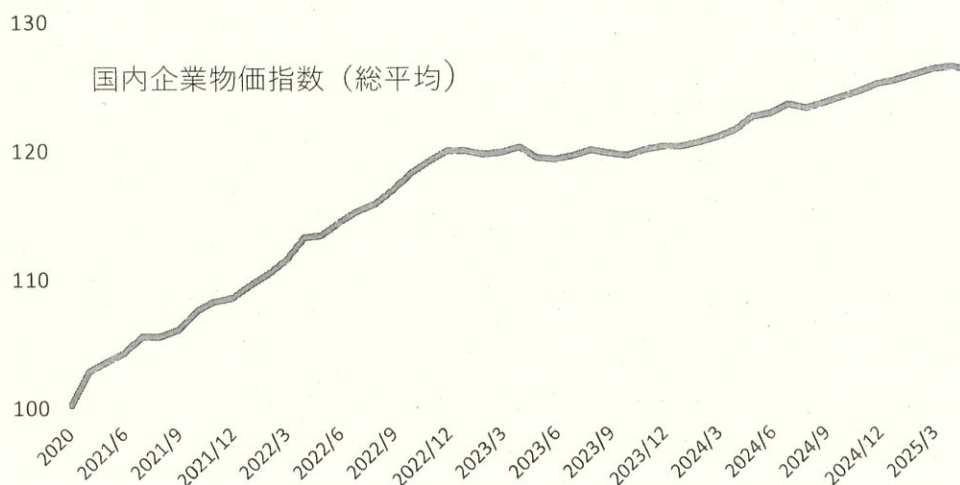
四国新聞社が、5～6月にかけて県内主要200社を対象に行った「景気動向アンケート」によると、景気の現状について「緩やかに拡大」と回答した企業は15.5%で、前年調査より11.0ポイント減少。「後退局面」との回答は22.5%で前年より3.9ポイント増加。「後退」が「拡大」を上回るのは、3年ぶり。

2025年度の経常利益の予想については、「大幅増加あるいは増加」との回答は計36.6%で前年度とほぼ横ばい。コストの上昇が続く一方で、価格転嫁は進んでおらず、「価格転嫁はあまり進んでいない」とした企業は30.3%、「全くできていない」とした企業は2.8%となっている。サービス業では、6割が「あまり進んでいない」とし、「客離れの恐れがあり、販売価格への転嫁が難しい」との意見もあった。

2. 企業物価指数の推移について

日本経済をデフレから脱却させるため、物価上昇を上回る所得水準の引上げが主張されてきたが、物価上昇に悩まされているのは、消費者のみならず、企業も同じである。

企業間で取引される商品・サービスの価格を指数化した国内企業物価指数を見ると、2020年平均を100とすると、2023年4月で120、その後は横ばいを続けていたものの、2024年以降、再び上昇して、2025年5月時点で126.2となっている。



3. 価格転嫁の状況について

上記のように企業物価が上昇しつづける状況では、適宜適切な価格転嫁が行われることが求められるが、現状においては、各種調査結果が示すとおりで、特に人件費・労務費の価格転嫁が行われる環境整備は、まだ不十分である。

(1) 日本商工会議所：「商工会議所LOBO（早期景気観測）」

日本商工会議所が4月に、全国の中小企業を対象に「価格協議の動向」について実施した調査では、「協議を申し込み、話し合いに応じてもらった」とする企業は68.1%で、昨年10月調査から+1.8ポイントとほぼ横ばい。

また、コスト増加分のうち労務費増加分の価格転嫁については、「4割以上の価格転嫁」を実施できた企業は36.4%、昨年10月調査から-0.4ポイントで、依然として低水準。業種別にみると、建設業は「4割以上の価格転嫁」を実施できた企業が57.1%と比較的に高水準だが、小売業、サービス業は全体を下回った。また、従業員規模別にみると、10人未満の小規模企業は、29.6%で最も低水準となった。

(2) 中小企業庁：「価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査

(2025年4～5月調査結果)「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

	2025年3月調査	2024年9月調査
価格交渉が行われた	89.2% (+2.8)	86.4%
コストが上昇したが、発注減や取引中止を恐れ、交渉をしなかった	8.3% (-2.3)	10.6%
コスト全体の価格転嫁率	52.4% (+2.7)	49.7%
全額転嫁できた	25.7% (+0.2)	25.5%
1～3割しか価格転嫁できなかった	25.0% (-0.4)	25.4%
全く転嫁できなかった	16.9% (-3.2)	20.1%
原材料費の価格転嫁率	54.5% (+3.1)	51.4%
労務費の価格転嫁率	48.6% (+3.9)	44.7%

価格転嫁の取組みは、広がりつつあるが、コスト全体の価格転嫁率は低調。特に、労務費の価格転嫁率は、原材料費の転嫁率よりも低位。

(3) 帝国データバンク：「四国地区の価格転嫁に関する実態調査」2025年2月調査

	2025年2月調査
多少なりとも価格転嫁できている	73.5%
10割全て転嫁	4.0%
8割以上	14.3%
5割以上8割未満	17.0%
2割以上5割未満	17.5%
2割未満	20.7%
コスト全体の価格転嫁率	41.1%

業種別の価格転嫁率の状況では、「卸売り」が53.4%で最も高く、「製造」44.6%、川下に位置する「小売り」は37.8%、医療、旅館、ホテルなどの「サービス」は27.0%となっており、「単価を大きく上げると来客数の減少が顕著になる」「客観的に見てこれ以上の値上げは困難である」など、客離れを危惧する声や、何度も値上げすることへの抵抗感を指摘する声がある。

4. 倒産の状況

帝国データバンクの発表では、2025年上半期の全国大の倒産件数は、5,003件（前年同期比116件増）、3年連続で前年を上回った。上半期としては、2013年の5,310件以来、12年ぶりに5,000件を超える高水準となった。

地域別では、9地域中6地域が前年を上回っている。最も増加率が高かったのは、四国（前年同期88件→105件、19.3%増）で、上半期としては2011年（111件）以来の100件台となった。「徳島」（同19件→31件）や「香川」（同20件→31件）の増加が目立っている。

倒産理由としては、「販売不振」が4,117件で最も多く、その原因は、業界不振、物価や人件費の高騰に対応（価格転嫁）できないことが指摘されている。

今後の見通しは、①米国の通商政策、②国家間の武力紛争、③参議院選挙の結果による政治の不安定化が景気の下押し要因となれば、人件費上昇を要因とする物価高と個人消費の低迷につながり、特に中小企業の倒産のリスクは高止まりが続くと予想。この結果、2025年の企業倒産は、例年、年後半に増加ペースが強まる企業倒産の特性に鑑みると、年間1万件突破も視野に「緩やかな増加」が続く見通しである、としている。

5. むすび

日本が、持続可能で活力ある経済社会を維持し、発展を続けるためにも、成長と分配の好循環の実現に向けて取組み、特に、喫緊では物価高に対応して、賃金引上げを行うことは望ましいと考えます。既に近年の春季労使交渉において、余力のある企業は「可処分所得の改善」や「戦略的な人材確保」の観点から、初任給を始め賃金水準を引き上げています。

しかしながら、稼ぐ力なくして人件費を増分することはできません。国内外の様々な影響を受けて、エネルギー価格や原材料費の高騰、また人手不足等に苦慮しながら、経営を行っている中小・零細企業の状況を見る限り、そうした余力は少なく、コスト上昇に伴う売上げの減少により、賃上げ原資が確保できない状況にあります。特に、ピラミッド型の階層構造をなすサプライチェーンにおいて、上位の親会社や元請けから業務を請け負う川下の企業や、一般消費者と直接に商売をしている、労働集約的で人件費率の高い中小・零細企業の経営は厳しく、企業の将来性や雇用維持にマイナスの影響が生じています。

最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく、強制力をもって一律に適用さ

れるものであります。今後、審議する最低賃金の改定については、自社の存続と雇用の維持を最優先として、懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、そうした経営者が納得していただける、合理的な結論を導き出せる審議となることを、強く求めます。

そのためにも、最低賃金法が求める労働者の生計費、類似の賃金、そして事業主の賃金支払能力に関する、細密で客観的なデータが必要です。例えば、今年度の「目安額」は、現在も中央で審議中ですが、日本経済の実態のほか、法が求める三原則などのデータが揃うよりも先に、政府の目標は、全国加重平均で時給額1,500円であると公表されています。何かを引き上げるにあたっては、目標が必要であるとは理解しますが、その数字の根拠や達成時期については、明確な説明がありません。その達成時期についても「2030年代半ば」から「2030年代半ばを前倒し」さらに「2020年代までに」と早まっています。そうした政府の方針は、公労使の意向を踏まえたものかどうか伺いしませんが、企業経営者としては、経営の予見性が失われ、戸惑うばかりです。こうした状況から、既に、最低賃金の審議は形骸化してしまっているという意見も出ています。

まだ「目安額」の審議は継続しており、こういった水準で、こういったポイントが重視されて、労使が納得した上で決定するのか否か、分かっておりません。繰り返しになりますが、最低賃金は企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく、強制力をもって一律に適用されるものです。我々としても、影響を大きく受ける企業の経営者も納得できる金額で、公労使の三者が合意できるよう、地域別のデータの適切な分析と、適正なプロセスを経た議論を進めたいと考えます。

以 上

令和7年7月16日

香川県地方最低賃金審議会 会長 様



香川県タクシー協同組合

理事長 岩崎 康誠

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はタクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

タクシー事業においては、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のタクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますようお願いいたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

